

令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見
及び県農業等施策並びに予算に関する要望書

令和6年10月24日

一般社団法人 栃木県農業会議

令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見 及び県農業等施策並びに予算に関する要望書

日頃より、農業・農村の振興・発展に向けて、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨今の農業を取り巻く状況は、担い手の減少や高齢化の進行に加え、気候変動、さらには国際情勢の不安定化による農業資材等の価格高騰の長期化など、さまざまな課題を抱えております。

こうした状況を踏まえ、国においては、新たに「食料安全保障」を位置づけた「改正食料・農業・農村基本法」を施行したところです。

一方、県内各市町、各地域においては、昨年施行された「改正農業経営基盤強化促進法」に基づき、将来の地域農業の指針となる「地域計画」の策定に向け、今年度中の完成を目指して全力で取り組んでいるところです。

このような中、県内各市町農業委員会をはじめ、地方農業振興協議会、県域の各農漁業団体等からの「令和7年度県農業等に関する施策並びに予算化要望」を取りまとめ、私ども栃木県農業会議の「農地等利用の最適化に向けた要望」と合わせ、農業委員会法第53条第1項の規定に基づき提出いたします。

つきましては、農業者が意欲と希望を持って営農に取り組み、農村社会が一層の振興・発展を遂げるため、格別のご配慮を賜りたく要望いたします。

令和6年10月24日

栃木県知事

福田富一 殿

栃木県議会議長

日向野義幸 殿

一般社団法人 栃木県農業会議
会長 國井正幸

目 次

I 令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見

1. 一般社団法人 栃木県農業会議 1

II 令和7年度県農業等施策並びに予算に関する要望書

1. 農協農政対策栃木県本部 7

　　|
　　| 栃木県農業協同組合中央会
　　|
　　| 全国農業協同組合連合会栃木県本部
　　|
　　| 全国共済農業協同組合連合会栃木県本部
　　|
　　| 栃木県農業信用基金協会
　　|
　　| 公益社団法人 栃木県米麦改良協会
　　|
　　| 一般社団法人 とちぎ農産物マーケティング協会
　　|
　　| 農林中央金庫宇都宮支店

2. 栃木県農業共済組合 16

3. 栃木県土地改良事業団体連合会 17

4. 公益社団法人 栃木県畜産協会 20

5. 栃木県酪農協会 22

6. 栃木県漁業協同組合連合会 23

7. 公益財団法人 栃木県農業振興公社 25

8. 栃木県農業者懇談会	27
9. 栃木県農業士会	30
10. 栃木県農業法人協会	31
11. 栃木県農村女性会議	32
1. 河宇地方農業振興協議会	33
2. 上都賀地方農業振興協議会	35
3. 芳賀地方農業振興協議会	38
4. 下都賀地方農業振興協議会	43
5. 塩谷南那須地方農業振興協議会	47
6. 那須地方農業振興協議会	51
7. 安足地方農業振興協議会	55

I 令和7年度農地等利用最適化推進に関する意見

一般社団法人 栃木県農業会議

要 望 事 項

1 食料の安定供給の確保と適正な価格形成の仕組みの早期構築

世界的な人口増加や温暖化の影響などにより、世界の食料事情の不安定化している中、「改正食料・農業・農村基本法（以下、改正基本法という。）」において、新たに食料安全保障の確保が基本理念に位置づけられた。国民の生命の維持に欠くことのできない食料の自国生産の強化を図る食料安全保障体制を確立していくためには、農業者と農地の確保に重点的に予算措置していくことが不可欠であることから、これらに対し、大型で安定的な予算の確保を国に働きかけられたい。

また、農業従事者が減少する中にあっても、食料の安定供給を確保するため、農業生産現場の労働力不足を補完し、先端技術の導入を後押しする「スマート農業技術活用促進法」が先の国会で成立し、この10月から施行された。県においては、本県の営農実態に根差した新技術の開発に努めるとともに普及推進を図られたい。

なお、新技術の普及拡大に当たっては、実証圃や実証施設等を設置するとともに、国の施策を補完するきめ細やかな県独自の施策を検討されたい。

一方、農業者は、生産資材の高騰や人件費の上昇等により、こうした費用が考慮された価格形成が行われなければ、継続した経営は望めない状況である。適正な価格形成に向け、生産から小売りまで含めたコストの実態調査を実施し法制度の検討を急ぐよう国に働きかけられたい。

2 農業委員会及び県ネットワーク機構の体制強化と予算の確保

①農業委員と農地最適化推進委員の併存配置の見直し

農業委員会は、農業委員で組織するほか、農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）を置いている。これは、平成27年に農業委員会法が改正され、これまでの委員の公選制から市町村長による選任制に変更されるとともに、農業委員の大幅な定員削減と推進委員の新設によるものである。

この結果、僅か20～30人の組織に、農業委員と推進委員という権能の異なる委員が存することとなり、農業委員は農地の権利移動など法令業務を、推進委員は農地の流動化など農地利用の最適化に向けた現場活動を行うこととされている。

しかし、実際には、農地転用等法令業務を執行するにあたり、農業委員だけでは人員が足りず現場確認等が不十分となり、農地利用最適化推進委員に判断を求めなければ審議に支障をきたす状況にある一方、農地利用最適化推進委員だけでも現場活動に手が回らないため、農業委員が従来どおり現場活動を実施している。

このように、両委員の活動実態には大差がなく、委員会活動の機動力、一体性を確保するためには両委員の一体化が望まれている。

また、農業委員の任命権者である市町村長の組織の一つである全国町村会においても、同様の理由から令和4年度の全国町村会長の決議事項として、両委員の一本化を国に強く求めているところである。

については、県にあっても両委員の一体化に向けた農業委員会法の改正について、国に働きかけられたい。

②農業委員会及び県ネットワーク機構の体制強化と予算の確保

農業委員会における業務は、農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、日常業務である農業委員会サポートシステム（農地台帳管理、地図作成など）に関する入力や窓口相談対応などのほか、地域計画、農用地利用集積等促進計画への対応など、これまで以上に業務が増加しており、事務局職員への負担も増えている。今後は、地域計画実現に向け、更なる業務の増加が見込まれることから、県においては、農業委員会の事務局体制の強化について、予算・人的支援の強化などを国に働きかけるとともに、農業委員会の活動を支援されたい。

また、県農業委員会ネットワーク機構（一般社団法人栃木県農業会議（以下県農業会議））においても、農業委員会の業務増加に伴い、これまでの会員相互の連絡調整、農業委員・農地利用最適化推進委員及び事務局職員等の資質向上に向けた研修の実施に加え、地域計画策定後の支援や農業委員会サポートシステム、タブレット操作など農業DXへの対応、更には、営農型太陽光発電設置許可に係る意見具申など新たな法令業務への対応も生じており、その支援活動も激増していることから、事務局体制の強化に向けた支援も図られたい。

更に、県農業会議の事業予算に占める人件費比率は7割を超えており、民間給与の引き上げ状況や人事院（人事委員会）勧告等、昨今の賃金情勢等を勘案の上、適切な予算措置を講じられたい。

3 優良農地の確保と農地の適正・有効利用

「改正食料・農業・農村基本法」において、食料の安定供給を確保するため、農地の総量確保が示されたが、これには、優良農地を確保し、適正かつ最大限に利用することが非常に重要である。

一方、各市町においては、農業者の減少や高齢化等により、相続放棄や未相続による所有者不明農地、貸付けを希望しても借受者が見当たらないなどの耕作者不在農地が増加しており、遊休農地の加速化が非常に危惧されている。そのため、借受者が見つかるまでの期間、農地バンク等が保全管理するために必要な予算の確保と遊休農地解消に向けた更なる予算の確保をお願いしたい。

また、営農型太陽光発電に係る農地転用許可について、4月にガイドライン等が発出され事務処理等が示されたが、許可後に、営農が適切でない事案も見受けられる。そのため、営農が適切に実施されている優良事例の情報提供や現地指導等の支援をお願いするとともに、営農型発電での不作等を理由とした作物変更の判断基準や取り消し該当案件の基準の明確化、地域で栽培実績のない作物には事前の実証栽培の義務化などを国に働きかけられたい。

4 活力ある地域振興対策

①日本型直接支払制度の見直し

担い手への農地集積などにより、規模拡大等構造改革は進んだものの、高齢化等による離農者の増加、新規就農者の減少等により農業の生産基盤は弱体化の傾向にある。

特に、中山間地域など農業生産条件が不利な地域では、他地域に比べて高齢化の一層の進行と定住人口の減少、遊休農地の増加と鳥獣被害の多発化等、より多くの問題が発生している。

国においては、地域振興法を制定するなど各種施策を講じているが、農業生産条件の不利を補正するために講じられている「中山間地域等直接支払制度」の運用に当たっては、制度制定の趣旨に立ち返り、地域9法の対象地域に限定することなく、より多くの条件不利地域が対象となるよう国に働きかけるとともに、県においては「知事特認」制度を更に活用の上、条件不利地域農業の振興に努められたい。

一方、平地地域においても、農業者の減少や高齢化が避けられない中、畦畔や水路等の保全管理など農地の保全上必要不可欠な作業に手が回らず、担い手の更なる経営規模の拡大、新たな担い手への農地集積に支障をきたしている。農地をはじめとした地域資源を保全し、農業の振興と農業集落の維持を図るため、非農家や集落外からの多様な人材の参画、あるいは作業の省力化など、現行の「多面的機能支払制度」をより使いやすく強化できるよう国に働きかけるとともに、県においては、各市町でこの制度がより一層活用されるよう推進されたい。

②農業・農村における男女共同参画社会の実現に向けた支援の強化

第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョンでは、農業委員に占める女性の割合は2025年までに30%を達成することが求められている。

農業委員会組織では、1委員会2名以上の女性農業委員の登用を必達目標に掲げ、組織運動を進めているが、本県の女性農業委員は、368名中83名で、農業委員に占める女性の割合は22.6%（令和6年10月現在）となっており、目標の到達には至っていない。

男女共同参画の社会の実現にあたっては、県民への理解促進が重要であることから、行政や各組織等への啓発、県内の農村女性に広く情報提供するなど継続して支援措置を願いたい。

また、農業農村においては、女性は農業委員の活動だけでなく、世代及び地域を超えた交流活動や地域の農産物を活用した6次産業化等においても重要な役割を担っている。

このため、女性の農業委員の登用促進や資質向上に対する支援のほか、農業経営者の育成支援、さらには、積極的に啓発等を行うリーダーへの活動など、県においては、より一層の推進と必要な予算の確保をお願いしたい。

5 「地域計画」の実現に向けた支援

改正農業経営基盤強化促進法の施行に伴い、市町は令和6年度末までに、それぞれの地域における農地利用の将来像を具体的に示す「地域計画」を作成することが法定義務化され、農業委員会は、その計画の素案作りを担っている。

農業委員会は、計画区域内の農用地の保有及び利用状況、農地所有者等の農業上の利用の意向等の情報を勘案して素案を作成するとともに、地域計画の達成に資するよう農地所有者に対して、農地中間管理機構に利用権の設定等を行うことを積極的に促していくなければならない。

「地域計画」策定後は、農地の出し手や受け手の調整について、農業委員会が主体的に関わるとともに、地域の話し合いを継続し、状況に応じて適宜「地域計画」を見直していくなければならない。

なお、各市町では、人口減少や農業者の高齢化により、担い手の確保が大きな課題となっている。「地域計画」を実現するには、担い手への支援が不可欠であり、特に、費用の高い農業機械等の取得や更新、あるいは、多様な人材が農業に参入出来るよう、第三者継承支援などを積極的に進める必要がある。

のことから、県にあっては、各市町の「地域計画」が実現ができるよう、農業委員会がこれらの任務を円滑に遂行し、さらには、地域の担い手となる者への支援が強化されるよう、関連予算の確保や既存補助事業の採択要件の緩和などを国へ働きかけられたい。

II 令和7年度県農業等施策並びに予算に関する要望書

1. 農協農政対策栃木県本部

項目	要請の内容
1. 食料安全保障の確保に向けた政策の確立と農業関連予算の増額 【国・県】	<p>本年6月に改正された「食料・農業・農村基本法(以下、改正基本法という。)」に位置付けられた食料安全保障の確保に向け、国民に食料を安定的に供給するとともに、農業・農村が持続的に発展できるよう、基本政策の確立を国に働きかけられたい。</p> <p>また、次期食料・農業・農村基本計画に位置付けられる政策の具体化と着実な推進に向けて、その裏付けとなる令和7年度農業関連予算を十分に確保するとともに、施策を集中的に推進するために必要な補正予算も含めた中長期にわたる万全な予算の確保についても国に働きかけられたい。</p> <p>なお、改正基本法の理念は本県農業・農村のさらなる振興を図る上できわめて重要であることから、県農政の推進においても施策の具体化と万全な予算確保を図られたい。</p>
2. 適正な価格形成の実現(継続) 【国】	再生産に配慮した適正な価格形成の実現に向けては、令和7年度における法制化とその後の制度開始を視野に、必要な情報の収集と体制の整備をすすめるとともに、不適正な商慣習の把握と是正を行うよう国に働きかけられたい。
3. 生産資材高騰対策 (1) 肥料、飼料、燃料の価格高騰対策(継続) 【国・県】	<p>これまで肥料・飼料・燃料に係る価格高騰対策は措置されているものの、農業者の経営は非常に厳しく、今後も影響が長引くことが予想される。改正基本法において、生産資材の著しい価格変動に対する農業経営への影響緩和対策が位置づけられたことから、機動的かつ実効性のある恒久的な仕組みについて、現場の事務負担の軽減に配慮しつつ、以下の内容について国に働きかけられたい。また、県においても支援策の構築を図られたい。</p> <p>肥料については、価格急騰時に機動的な支援措置を講じることができるような支援制度を措置されたい。</p> <p>飼料については、水田を活用した耕畜連携の推進等により自給飼料生産の省力化・単収向上に向けた支援に取り組むとともに、配合飼料及び粗飼料購入に対する支援を継続・拡充された</p>

	<p>い。</p> <p>燃料については、燃料価格高騰の影響は施設園芸農家以外の生産者にも生じていることから、農業機械や乾燥機、揚水ポンプにかかる燃料・電気代等の高騰分に対する支援策を講じられたい。併せて、国の「燃料油価格激変緩和対策事業」を維持されたい。</p>
(2) 生産資材・出荷資材等の価格高騰対策 (継続)【県】	<p>農薬、農業ハウス用の鉄骨・パイプ・ビニール・マルチなどの生産資材や、包装パック・フィルム・段ボールなどの出荷資材についても価格の高騰が続いている。</p> <p>これらについては、国の支援策が措置されていないことから、こうした生産資材・出荷資材に係る支援策を講じられたい。</p>
4. 担い手育成・支援対策	
(1) 新規就農者への支援の強化	
①新規就農者への資材高騰対策支援(新規) 【国・県】	<p>新たな就農希望者の中には、資材高騰の影響で就農に至らないケースや就農計画で予定していた施設導入ができないといった問題もあることから、新規就農者の確保・定着を目的とした施設・資材の助成を講じるとともに、国においても支援策を講じるよう働きかけられたい。</p>
②就農準備資金の拡充(継続)【国】	<p>就農希望者に対する就農準備資金の要件緩和及び予算の拡充について、国に働きかけられたい。</p>
(2) 地域計画策定に向けた支援強化 (継続)【県】	<p>現在、策定が進められている地域計画については、話し合いが低調または難航している地域もあることから、策定主体である市町に進捗状況等を確認し、本来の目的である「将来の農地利用の姿を明確化した地域農業の設計図」となるよう、支援を強化されたい。</p>
(3) 集落営農組織に対する支援強化 ①組織の将来構想策定・体制強化に向けた支援 (継続)【県】	<p>集落営農組織の構成員の高齢化や減少が進行し、組織の存続が危惧される状況にあることから、組織の将来構想(ビジョン)を明確にするとともに、組織活性化や組織間連携等体制強化に向けた支援を早急かつ強力に取り組まれたい。</p>

<p>②組織の支援措置の要件緩和 (新規)【国】</p>	<p>集落営農組織の法人化を推進するための助成措置や経営所得安定対策(要件緩和:畑作物の直接支払い交付金(ゲタ対策))における異なる支援単価(課税事業者向け・免税事業者向け)の見直しを行うよう国に働きかけられたい。</p>
<p>(4) 農作業安全に係る支援 (継続)【国・県】</p>	<p>栃木県農作業安全対策推進協議会(会員:県・中央会・全農)において、農作業安全対策の一環として実施している大特免許取得に向けた研修会の参加要望が多いため、研修体制の拡充を講じられたい。</p>
<p>(5) スマート農業等による省力化・低コスト化への支援 (継続)【国・県】</p>	<p>農業者や農業生産組織における、スマート農業等による生産の効率化やコスト削減に必要な機器・機械の導入等について、県の支援策の充実を図るとともに、本年6月に制定された「スマート農業技術の活用の促進に関する法律」に基づく各種施策についても、現場の実情に沿った制度とし、十分な予算を確保するよう、国へも働きかけられたい。</p>
<p>5. 需要に応じた米生産対策</p>	
<p>(1) 米消費拡大対策 (継続)【国・県】</p>	<p>米の消費拡大対策の充実について国に働きかけるとともに、県においては県民に対する「栃木県民ごはんの日」の周知や消費拡大対策について更なる対応を講じられたい。</p>
<p>(2) 需要に応じた米生産(継続) 【県・国】</p>	<p>令和6年産米についてJAグループをあげて需要に応じた生産に取り組んできたところであるが、令和7年産米についても引き続き取り組む必要があると思慮される。</p>
	<p>県再生協議会に対しては、需給状況等に基づく作付参考値を提示するように支援するとともに、主食用米からの作付転換に協力を得られていない商系業者や独自販売を行う生産者に対して、行政の立場から需要に応じた生産に取り組むよう強く指導・働きかけられたい。</p> <p>また、需要に応じた生産に協力する生産者に対して、何らかのインセンティブを講じるよう国に働きかけられたい。</p>
<p>(3) 産地交付金等の拡充・恒久化 (継続)【国・県】</p>	<p>令和6年産米について、非主食用米生産に対する支援として産地交付金による助成に加え、作付転換拡大緊急対策支援事業による措置が講じられている。</p> <p>令和7年産米についても非主食米への作付誘導を図るために、助成措置の継続・拡充を図るとともに、新規需要米や戦略作物</p>

	等への交付金について、恒久的に財源確保するよう国に働きかけられたい。
(4) 経営所得安定対策の拡充 (継続) 【国】	<p>国産需要が拡大する麦・大豆等について、産地が積極的に作付けできるよう畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）の拡充や認定農業者等の交付要件を撤廃するとともに、対象品目に飼料作物を追加するよう国に働きかけられたい。</p> <p>また、収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）については、セーフティネットとして機能するよう再生産可能な価格に基づく算定方法や、作付参考値に取り組む生産者のみを対象とすることなど、制度の見直しを国に働きかけられたい。</p>
(5) 5年水張りルールの要件緩和・撤廃 (新規) 【国】	<p>様々な理由により水が張れない圃場において、畑作物の作付面積の維持・拡大を進めるうえでも、交付要件緩和を国に働きかけられたい。</p> <p>また、水田活用の直接支払交付金の交付対象外農地になると離農や耕作放棄地の増加が想定され、地域営農の崩壊につながりかねない。現場の声を反映したうえで、ルール撤廃も視野に入れた検討をするよう国に働きかけられたい。</p>
(6) 畑地化促進事業の継続 (継続) 【国】	輸入に依存する穀物の増産及び畑作物の本作化に取り組む農業者に対して十分な支援を行うため、畑地化促進事業の支援単価を堅持するとともに、必要な予算を確保するよう国に働きかけられたい。
(7) 飼料用米多収品種への対応 (継続) 【国・県】	多収品種による生産が円滑に行われるよう、特認品種の拡大や種子の確保、栽培技術の確立、展示圃設置などに対する支援を引き続き講じられたい。
(8) 米関連施設への支援 (継続) 【国・県】	<p>県産米や麦の安定的な集荷・調製・保管・流通を担保するため、共同乾燥調整施設の設置・再編、もみ殻処理にかかる施設の新設等の支援を継続・拡充されたい。</p> <p>また、強い農業づくり総合支援交付金については施設の合理化等が要件となっており、施設集約が進んだ地域では活用が難しいため、要件緩和を国に働きかけられたい。</p>
6. 生産振興対策 《耕種部門》	

(1) 水田麦・大豆 産地生産性向上 事業の要件緩和 (継続) 【国】	<p>《耕種部門》</p> <p>事業実施主体の要件として受益農業従事者5名以上としているが、既に地域（集落内）の農地を引き受け大規模化した個人事業者では、こうした要件を満たすことが非常に困難であることから、一定規模以上の生産者における要件緩和、及び予算の拡充について国に働きかけられたい。</p>
(2) 産地生産基盤 パワーアップ 事業の要件緩和 (継続) 【国】	<p>国が定める事業要件として、面積要件や生産性向上等の成果目標が定められているが、全体的に要件が厳しい。産地の維持拡大のため、要件の緩和及び予算の拡充について国に働きかけられたい。</p>
(3) 県産米の生産 及び作付転換 の促進 (継続) 【県】	<p>需要に応じたマーケットに的確に対応するため、生産コスト削減や「とちぎの星」のブランド化、業務用・家庭用などに対応するための生産・流通体系の確立などの施策の充実・強化を図られたい。</p>
(4) 大豆の品種改良 (新規) 【県】	<p>大豆の生産振興を図るため、早急に高温耐性・成熟期間が短い新品種の導入を検討されたい。</p>
(5) 種子等の安定供 給対策 (継続) 【国・県】	<p>「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」に基づき、種子生産者の経営安定を図るため、施設・機械の維持・更新に係る支援の継続及び十分な財源確保について国に働きかけられたい。</p> <p>また、優良な種子生産の安定化に向け、種苗事業者や種苗生産者への技術指導、並びに選別機等により調整した種子大豆の利用や種子更新など、一般生産者に対する周知・啓発を継続されたい。</p>
《園芸部門》 (1) 園芸大国とちぎ づくりの推進 (継続) 【県】	<p>《園芸部門》</p> <p>園芸大国とちぎづくりを推進するにあたり、意欲ある生産者を広く支援できるよう、園芸大国とちぎ推進事業費などの事業費の拡大や面積等の要件を緩和されたい。</p>
(2) 施設園芸におけ る施設等の支援 (継続) 【国・県】	<p>いちご、トマト、アスパラガス、花き等の施設園芸品目の生産能力維持・規模拡大に向けて、パイプハウス等の施設整備や、灌水装置・高軒高栽培作業用レール・高所作業台車等の設備導入に対する支援を拡充するとともに、国に対しては事業の要件</p>

	緩和を働きかけられたい。
(3) にらの生産振興 に向けた支援 (新規)・【県】	にらの生産振興に向けて、初期投資の負担軽減及び出荷調整に係る労力軽減のため、ハウス・調整機の導入助成を講じられたい。 また、販売量確保とブランド確立に向けて安定した種子供給体制を整備されたい。
(4) いちごの生産 振興対策(継続) 【県】 ①とちあいかの生 産拡大支援及び 認知度向上支援	とちあいかの生産拡大に向けて、初期負担軽減のための施設整備や機器の導入助成を拡充されたい。 併せて、認知度向上に向けた取組への支援を拡充されたい。
②いちご無病苗 増殖等に対する 支援	健全ないちご原苗を育成し、県内フリー基地に供給するため、育苗ハウスの機能向上並びに炭疽病検査資材、品質向上機材及び薬剤等の効果的な散布のための機材の導入などの助成措置を継続されたい。 また、いちごの防除・農薬使用の軽減のため、防除システムの導入など、県内フリー基地の機能強化に向けて支援されたい。
(5) 加工・業務用 野菜の生産振興 (継続) 【県】	園芸大国とちぎづくりの一環として土地利用型園芸品目、特に加工・業務用野菜のニーズに対応した生産振興を図るため、初期投資の負担軽減のための作付に必要な農業機械等に対する助成措置を拡充されたい。
《畜産・酪農部門》 (1)「とちぎ和牛」の 消費拡大対策の 強化 (新規)【県】	肥育牛に関して、特に和牛の消費減退と価格低迷が顕著であることから、栃木県内の「とちぎ和牛」の販促活動によるブランド力強化と消費拡大対策の支援を拡充されたい。
(2) 台湾向け「と ちぎ和牛」の輸出 拡大に向けた 販路拡大等取組 支援(継続)【県】	2023年の日本からの牛肉輸出額が世界第1位で、今後も需要が見込まれる台湾市場への輸出を拡大していくため、販路拡大の取組や輸入規制対応等に係る支援を講じられたい。

<p>(3) 肉用牛・肉豚 経営肥育安定 交付金制度の 見直し (継続) 【国】</p>	<p>安定交付金制度については、飼料費や光熱水料費は生産費に反映されているものの、出荷運賃等が反映されておらず、燃料や物流経費の高騰が生産者の経営を圧迫している。同制度の安定運営のための万全な予算措置及び生産費算定方法の見直しを国に働きかけられたい。</p> <p>また、肉豚については、交付金の算定・交付を月次で実施するよう国に働きかけられたい。</p>
<p>(4) 家畜伝染病対策 の強化 (継続) 【県】</p> <p>①E B L（牛伝染性リンパ腫）に 対する支援 (継続) 【県】</p>	<p>E B L清浄化に向けた対策を推進するため、繁殖農家に対するE B L陰性雌牛導入に掛かる費用の支援策を講じられたい。</p>
<p>②豚熱等の防疫 強化に対する 支援 (継続) 【県】</p>	<p>豚熱や鳥インフルエンザは依然として発生リスクが高い状況であることから、農場の防疫強化に向けた支援を継続されたい。</p> <p>また、家畜伝染病が一度発生すると、飼養する家畜をすべて殺処分することになり甚大な被害となるため、殺処分対象を縮小する分割管理の取組を進められたい。</p>
<p>7. 流通・消費対策</p> <p>(1) グリーン農業の 推進(継続)【県】</p>	<p>「とちぎグリーン農業推進方針」に基づき、化学肥料・化学農薬の使用量削減や温室効果ガスの排出量の削減等に向け、農業者及びJAグループの取り組みへの指導・支援を強化するとともに、流通事業者や消費者等の理解促進・購入につながるよう、生産現場での環境負荷低減の取り組みの「見える化」を推進するとともに、こうした農畜産物を学校給食や公共施設等で積極的に活用されたい。</p>
<p>(2) 物流問題への 対応 (継続) 【国・県】</p>	<p>標準的な運賃の引き上げ等に伴い、農畜産物にかかる輸送コストが上昇する中、農畜産物等への価格転嫁が適切に行われる仕組みの構築や、関係者への理解醸成、レンタルパレットの運用体制の構築や共通流通常用パレットへの助成措置等、産地へのコスト負担が集中しないよう支援措置を講じるよう国に働きかけるとともに、県においても支援を拡充されたい。</p>
<p>(3) 県産農畜産物の 消費拡大・PR</p>	<p>県産農畜産物・花きにおける多様な販路拡大と消費喚起を図るため、宣伝用資材・PR動画の作成等販促、インターネット</p>

対策(新規)【県】	販売の拡大やキャッシュレス決済の浸透などを踏まえたeコマース事業等への支援措置を講じられたい。
(4) とちぎ農産物戦略的輸出拡大事業の継続 (継続) 【県】	県産農畜産物の輸出拡大のため、海外における販路確立や新たな消費喚起策の構築、輸送資材の研究等への助成を継続されたい。
(5) JA農産物直売所に対する支援強化 (新規) 【国・県】	地域コミュニティの場の役割があるJA農産物直売所の経営改善や安定運営のため、店舗施設やPOSレジの改修等への支援措置の拡充を国に働きかけるとともに、県においても情報提供等の支援を行われたい。
8. 農業金融・その他 (1) 農業近代化資金における融資枠の増枠および利子補給金予算の増額 (継続) 【県】	農業者の借入コスト負担軽減を図り、規模拡大や効率化につながる設備投資等を支援するため、農業近代化資金における融資枠の増枠および利子補給金予算の増額をされたい。
(2) 農業近代化資金における認定農業者等に係る融資率の特例の見直し(新規)【県】	事業費高騰や設備投資の規模拡大傾向がある状況を踏まえ、認定農業者が農業近代化資金を借り入れる場合、借入額にかかわらず融資率を100%とするよう検討されたい。
(3) 制度資金メニューの拡充・改善 (継続) 【県】	資材高騰の終息が見通せないなか、経営安定化に資する制度資金のメニュー拡充・周知及び運転資金に対応できる制度資金メニューの拡充を講じられたい。
(4) 栃木県農業信用基金協会が積み立てる「特別準備金」に対する補助の継続 (継続) 【県】	栃木県農業信用基金協会の財務基盤強化を図ることにより、農業近代化資金等制度資金及び畜産特別資金の債務保証を円滑に引き受け、担い手育成事業に取り組んでいくため、栃木県農業信用基金協会が積み立てる「特別準備金」に対する補助を継続されたい。

(5) 遊休資産の活用 規制の弾力的運用 (新規)【国・県】	J Aが所有する遊休資産について、農業振興や地域振興を目的とする第三者への賃貸は、幅広く活用が可能となるよう弾力的な対応を行なわれたい。
--------------------------------------	--

2. 栃木県農業共済組合

項 目	要 請 の 内 容
I 農業施策等に関する建議・要望	
1. 農業所得確定申告における青色申告の推奨について	<p>全ての農産物を対象とした農業経営収入保険は、自然災害による収穫量の減少や販売収入の減少等、幅広い経営リスクを補填し農業経営安定に寄与している。ただし加入要件は青色申告実施者に限定されるため、現在県内の販売農家約30,000件のうち青色申告実施者が約10,000件程度と、約1/3しか加入資格がない状態となっている。</p> <p>農業者自身の備えとして農業版BCP（事業継続計画）の普及推進を図りつつ、収入保険への積極的加入推進を進めていくためにも、青色申告実施者に対する加入推進と併せて、白色申告実施者に対する青色申告への移行を推奨していただくようお願いしたい。</p>
2. 共通申請サービス(e-MAFF)の利用促進について	<p>農業の生産及び各種申請手続きのデジタル化は、優先すべき課題である。中でも、農林水産省が運営する共通申請サービス(e-MAFF)は、営農に関する様々な手続きが包括的に行えることから、生産者及び実施主体双方にメリットがある。</p> <p>しかし、現状の生産者登録率は低位(1,000件未満)にあり、農業共済組合は率先して同サービス利用の普及を推進している。県におかれても、同サービスの普及につき、中心的役割を果たされるようお願いしたい。</p>
3. 農業保険加入促進について	<p>近年、頻発する自然災害に加え、ロシアによるウクライナ侵攻やロジスティック障害等諸情勢の不安定化によって農業生産資材が急騰する等、新たな農業経営リスクも併発しており、農業経営環境は厳しさを増している中、生産者自ら農業保険(農業共済制度及び農業経営収入保険制度)に加入することは、農業経営の安定を図るうえでの重要な対策となっている。</p> <p>については、県農政の立場からも農業者自身の備えとして、農業保険の加入推奨のための活動に協力くださるようお願いしたい。</p>

3. 栃木県土地改良事業団体連合会

項 目	要 請 の 内 容
1. 農業農村整備事業の積極的な推進と予算確保について	<p>本県の農業・農村は、多彩で高品質な農産物を生産できる広大な耕地面積と豊富な水資源に恵まれており、首都圏近郊農業という立地条件を活かし、社会・経済を支える基幹産業として発展を続けてきたが、一方で農業従事者の減少や高齢化による担い手不足、農地・農業用施設の管理、営農の継続が困難になるなど、多くの課題に直面している。</p> <p>こうした中、「食料・農業・農村基本法」が改正され、食料安全保障の確保はもとより、農業の持続的な発展に向け農業生産基盤の整備及び保全に係る規定が盛り込まれた。本県においても、「とちぎ農業未来創生プラン」に基づき、更なる担い手への農地集積・集約化や農地の大区画化など、生産性・収益性を高める取り組みが重要とされている。また、農業水利施設の計画的な保全管理を主とした農村地域の防災・減災対策等の国土強靭化の推進が求められている。</p> <p>このため、農業の成長産業化を支える農業農村整備事業の積極的な推進と予算の確保を図られたい。</p> <p>(1) スマート農業やほ場周りの管理省力化を促す次世代型農業の実現に向けた基盤整備の推進と予算確保について</p> <p>(2) 基幹から末端に至る農業水利施設の長寿命化、豪雨・耐震化対策や洪水被害防止対策等、国土強靭化を図るための着実な推進と予算確保について</p>

<p>2. 土地改良区等の体制強化のための支援について</p>	<p>将来にわたり食料を安定供給し、農地や水路、ため池などの地域資源を營々と守り育て、県土の保全など重要な役割を担うためには、主軸となる土地改良区の更なる組織・運営基盤の強化が急務となっている。</p> <p>また、複式簿記会計定着後の施設管理や財産管理、更新整備計画等の適切な対応が必要であり、加えて、多様な人々が共生する農村地域の活力向上には、男女共同参画に向けた地域社会創生が重要となっている。</p> <p>については、施設更新計画を含めた複式簿記会計に関する指導を図るとともに、中小規模の土地改良区を重点とした統合整備の推進など、土地改良区等の実状に即した運営基盤の強化に係る支援をお願いしたい。併せて、男女共同参画社会の実現に向けた情報の提供や積極的な支援措置をお願いするとともに、更には、技術者不足も踏まえた組織体制の強化に向け、本会が有する技術、経験などを十分発揮できる体制づくりに配慮願いたい。</p>
<p>3. 土地改良事業の理解促進について</p>	<p>国際情勢や気候変動等により、食料安全保障の強化が喫緊かつ重要な課題となっている中、食料・農業・農村基本法が改正され、食料安全保障の確保が基本理念に位置付けられた。今後、関連法案である農業生産基盤の整備等を円滑に実施するための土地改良法の改正が予定されており、防災・減災対策のための国土強靭化、老朽化する基幹的施設の計画的な更新、土地改良区の運営基盤強化、末端施設の維持保全、スマート農業や需要に応じた基盤整備を基軸として見直しを進めている。</p> <p>農業人口の減少や担い手不足もある中、生産基盤を守り農業を次世代につないでいくためには、先進的な土地改良事業を推進していく必要があり、また、公共性・公益性を有する農業水利施設の維持保全においても、土地改良事業の役割は非常に大きいものがある。</p> <p>については、農村地域の発展と農業の成長産業化に向け、土地改良事業の重要性や土地改良区の役割について、県民や消費者への理解促進、協力を図るための支援をお願いしたい。</p>

4. 多面的機能支払制度
の積極的な支援につ
いて

農業者の減少や高齢化が進む中、農業・農村の多面的機能を発揮していくためには、農地や農業用水等の資源を良好な状態で守り、次世代に継承していく必要がある。については、「とちぎ広域営農システム」の構築を支える多面的機能支払制度の更なる推進と、高い公共性・公益性を有する土地改良施設の維持管理に対する支援の充実をお願いしたい。

4. 公益社団法人 栃木県畜産協会

項 目	要 請 の 内 容
1. 飼料資材等価格高騰に対する支援の継続について	<p>畜産を取り巻く環境は、飼料、資材の価格高騰が継続し、大変厳しいものとなっている。</p> <p>円安などの影響で、飼料用トウモロコシの輸入価格は、ここ数年で2倍程に上昇しており、国際情勢の先行きが見えない状況下では、その影響の長期化も懸念されている。</p> <p>こうした状況の中、県においては、令和4年度、令和5年度における飼料の価格高騰対策関連の予算を措置いただいたところではあるが、本県の畜産経営にとって大きな不安を抱える事態であることから、畜産経営を安定して継続できるよう、飼料の価格高騰対策関連の支援を図られたい。</p>
2. 和子牛生産基盤維持・強化のための自給粗飼料の生産拡大に向けた支援の拡充について	<p>令和4年5月以降の黒毛和種の子牛(以下「和子牛」という。)価格が短期間で大幅に下落し、国がセーフティーネットとして措置する肉用子牛生産者補給金制度が、黒毛和種で21年ぶり(牛海面状脳症(『BSE』)の影響で子牛価格が暴落した2002年以来)に発動するなど、和子牛生産者の経営環境は悪化している。また、枝肉価格の低迷によって牛マルキンによる交付金も継続的に発動するなど肉用牛肥育農家の経営環境も悪化しており、子牛導入費用を抑えざるを得ない状況が続き、和子牛取引価格が適正な水準に回復する見通しは不透明で、和子牛生産基盤の弱体化が懸念される。</p> <p>こうした状況において、和子牛生産基盤の維持・強化を図るには、生産コストを低減し、経営の安定化を図ることが重要である。なお、生産コストの多くは飼料費が占めており、自給粗飼料、特に稲発酵粗飼料(稲WCS)の一層の増産と利用の着実な拡大は、その解決策のひとつと言える。</p> <p>については、和子牛生産基盤の維持・強化のために、自給粗飼料の生産拡大に向けた更なる支援を図られたい。</p>
3. 県産畜産物の消費拡大について	<p>社会情勢等により不安定となった需要の回復を図るため、県民に対して牛乳・乳製品、食肉、鶏卵など県産畜産物の消費拡大と生乳や鶏卵などの生産状況に対する理解醸成を図られたい。</p>

<p>4. 畜産環境対策について</p> <p>5. 越境性動物疾病（アフリカ豚熱等）の水際対策の強化について</p>	<p>家畜排せつ物法の施行に伴い、糞尿処理施設機械等の整備後20年以上が経過し、施設や機械の更新及び補修時期にきている。このため機械設備の機能高度化のための支援対策や、堆肥の地域内利用の推進に関する事業の拡充を図られたい。</p> <p>家畜伝染病予防法の改正後、海外悪性伝染病に対する国内防疫の徹底のため、海外からの違法な畜産物の持込みについて罰則が強化されるとともに、地方の空港やクルーズ船等が寄港する港においても、検疫探知犬が配置されるなど、違法畜産物の持込みについて対応が厳格化された。</p> <p>海外悪性伝染病については、人・物を介したウィルスの侵入リスクが懸念されることから、法律を厳格に適用するとともに、水際対策の徹底を図るよう国に強く働きかけられたい。</p>
---	--

5. 栃木県酪農協会

項目	要請の内容															
1. 飼料価格高騰対策	<p>飼料価格高騰対策として、県において令和4年度及び5年度に関連の予算措置を講じて頂いたところであるが、飼料価格高騰は続き、酪農家へ及ぼす影響は大きい。現状においても配合飼料・粗飼料ともに、円安等の影響で依然として高値で推移している。</p> <p>また、配合飼料においては、価格安定制度における補てん金が令和5年度第4四半期（R6.1～3月）から発動されず、粗飼料についても、円安の影響のほか輸入先の作付状況等により価格変動があり安定していない状況である。飼料価格高騰における対策は、酪農家の自助努力では解決することができず、これらが今後も続く様であれば、廃業の加速化が心配されるところである。</p> <p>直近の酪農家戸数及び廃業者数は次のとおりである。</p> <table> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>酪農家戸数</th> <th>廃業者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年度末</td> <td>554戸</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4年度末</td> <td>514戸</td> <td>40戸</td> </tr> <tr> <td>5年度末</td> <td>485戸</td> <td>29戸</td> </tr> <tr> <td>6年7月末</td> <td>475戸</td> <td>10戸（R6.4月～7月）</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和6年度の廃業者数は前年度と同程度に予想した場合、3か年で約100戸の廃業見込みとなる。</p> <p>については、酪農経営が安定かつ魅力ある産業として成り立つよう、再生可能な所得安定確保対策の確立を図られたい。</p>	年度	酪農家戸数	廃業者数	3年度末	554戸		4年度末	514戸	40戸	5年度末	485戸	29戸	6年7月末	475戸	10戸（R6.4月～7月）
年度	酪農家戸数	廃業者数														
3年度末	554戸															
4年度末	514戸	40戸														
5年度末	485戸	29戸														
6年7月末	475戸	10戸（R6.4月～7月）														
2. 担い手対策	<p>(1) 親元就農者の確保・育成について支援並びに、新規参入者の確保・育成をはじめ、円滑な継承に向けた支援体制の構築をお願いしたい。</p> <p>(2) 酪農ヘルパー制度の安定した運営のため、酪農ヘルパー要因の安定確保に向けた取り組みへの支援をお願いしたい。</p>															
3. 牛乳乳製品の消費拡大	令和5年度より「栃木県民牛乳消費拡大月間」が制定され、関連事業をとおし県内の消費者に向けて県産牛乳等の理解醸成が図られており、引き続き消費拡大に向けて、支援を図られたい。															
4. 畜産環境対策	<p>家畜排せつ物法の施行に伴い、糞尿処理施設機械等の整備後20年以上が経過し、施設や機械の更新及び補修時期にきている。</p> <p>再整備のための支援対策と、堆肥の地域内利用に関する支援をお願いしたい。</p>															

6. 栃木県漁業協同組合連合会

項 目	要 望 の 内 容
1. 河川環境改善への分野横断的対策について	<p>近年、河川流量の減少や出水頻度の低下、水温上昇も含めた水質変化、河川の平坦化や河床の安定化が進み、アユや渓流魚に大きな悪影響を与えていている。特に、これらに起因すると考えられるカワシオグサやコカナダモ、ミズワタクチビルケイソウ等、大型藻類の繁茂は、県内のアユ漁に重大な悪影響をきたしている。</p> <p>一例として、令和2年から令和4年まで日本一のアユ漁獲量を誇った那珂川では令和5年は近年まれな大量遡上があったにも関わらず、カワシオグサやコカナダモが広い範囲に繁茂し、アユの成長を阻害したり、漁具に絡むことでアユ漁を困難にさせたりしたことで、漁獲量は平年比46%減（H27～R2：181万尾→R5：98万尾）と低迷した。</p> <p>水産試験場では令和3年度から那珂川を中心にカワシオグサ等の繁茂状況調査を行うとともに、全国での対策に関する情報収集を行っている。</p> <p>愛知県では、コカナダモの近縁種であるオオカナダモ対策としてエアコンプレッサーによる抜根を実施したり、国土交通省が河川への砂利投入（出水時に大型藻類を剥離する効果あり）を行っているが効果は限定的であり、小規模でも出水が頻発することが繁茂を抑制したことが知られている。</p> <p>このような結果から、抜本的な対策としてダムの弾力的運用による河川流量の増大やフラッシュ放流によって河川環境の改善を図る取組が全国各地で行われている。</p> <p>また、国交省ではネイチャーポジティブを実現する川づくりを推進（R6年5月）しており、「生物の生息、生育、繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定し、災害復旧工事の機会を捉え環境を改善していくとされている。</p> <p>一方で、それらの取組による漁場環境の改善効果を水産サイドから適切に評価、フィードバックする手法や枠組みがなく、対策が最適化されていかないという現状がある。</p> <p>そこで、とちぎの素晴らしい河川環境を後世に伝えるために、水産部局と土木部局、農地部局、環境部局が連携し、分野横断的に調査研究を推進するとともに、ダムの弾力的運用や田んぼダムの普及による河川流量の増大、フラッシュ放流の実施、多自然型川つくりの推進等、河川環境改善に向けて考えられる対策について、実践及びその最適化に向けた推進体制を構築されるよう要望する。</p>

2. 内水面漁業振興にかかる予算の拡充について

内水面漁業は地域経済の活性化やイメージアップ、子供の情操教育、環境保全等に大きく貢献している。

県漁連及び会員漁協は、平成29年度に県が創設した内水面漁業振興基金を活用し子供たちが魚や川と親しめる機会の提供や誘客活動、河川整備、養殖魚のブランド化、県産アユ種苗の高品質化等に取り組んできた結果、河川でのアユ漁獲量は全国屈指（令和5年：第2位）、養殖漁業においてもアユ生産量全国4位の状況を維持し、人工産アユ種苗生産量全国1位の当連合会は県内外への販売を通じ県内アユ生産を下支えし、栃木県のイメージアップにも貢献してきた。

また、地域と協働したイベントにも積極的に参加し地域活性化の一翼を担っている。

しかし、近年のコロナ禍、諸物価高騰、カワウや外来魚被害、河川環境の悪化等は経営体质の脆弱な漁協や当連合会の経営を徐々に圧迫し放流量が減少傾向にある。

そこで、当連合会ではアユ、ヤマメ等、放流用種苗価格の高騰や入漁料収入の減少により放流量の維持が困難な漁協を支援するため、令和5年から内水面漁業振興基金を活用した種苗放流事業を実施し、県内外の釣り人に喜ばれる川づくりを進めてきたところ、一部河川では遊漁者が増加したとの情報もあり、その効果が表れつつある。

選ばれる「とちぎの川」、「とちぎの特産品」を未来に引き継いでいくためには、基金事業の効果を拡大し、更なる漁場の活性化を行う必要がある。県には引き続き、カワウ・外来魚対策、物価高騰対策、養殖業の振興、組合経営の安定化に対する支援をお願いするとともに、令和7年度で修了する見込の内水漁業振興基金に代わる、漁協への新たな支援をお願いする。

なお、当連合会では国の「みんなでやるぞ内水面漁業活性化事業」を活用し、「とちぎの川」が以前にもまして賑やかになり、地域経済の活性化に繋がるよう努めて参る。

3. 水産関係試験研究態勢の拡充について

不振が続く県内漁場の活性化及びアユ・マス類養殖漁業の発展に向けて、不可欠な水産試験場の体制（研究員1名の復元）及び年々削減される研究予算の拡充（令和7年度要望額18,154千円）を要望する。

7. 公益財団法人 栃木県農業振興公社

項目	要請の内容
1. 強い農業を実現するための農地バンクの充実強化について	<p>栃木県農地バンクの創設から10年が経過し、この間、農地の貸借実績を着実に増加させ、担い手への農地集積・集約化を推進してきたが、県で掲げる集積目標8割の実現に向けて更に加速化していく必要がある。こうした中、農業経営基盤強化促進法の改正により、令和7年度から農地の貸借等が農地バンクに原則1本化されるため、対応力の充実強化が喫緊の課題となっている。県で目指す農業構造の確立に向けて、今後、更に農地バンクの業務を安定的に実施できるよう、職員の増員や執務スペースの確保など、ソフト・ハード両面での整備に対する支援を要望するとともに、事務経費、借り受け農地の管理経費、市町村等への委託経費など必要な予算確保について、国への働きかけと県における十分な措置を要望する。</p>
2. 安定した畜産経営を実現するための飼料基盤の強化について	<p>家畜飼料等の価格が高止まりする中、将来を見据え持続性の高い安定経営を目指して、飼料畑・草地の造成・整備や、規模拡大のための施設整備に積極的に取り組む畜産農家を受益者とした畜産公共事業を実施してきている。(直近5年間で約100haの飼料畑・草地を造成・整備)しかし、近年、関連予算である地域整備交付金の割り当てが十分でないことから、受益農家の計画的な飼料増産や規模拡大に大きな影響が生じている。</p> <p>本県の主要分野である畜産業の発展に向けて、耕畜連携や外部組織による飼料生産の効率化の推進と併せて、生産基盤の強化に欠かせない畜産公共事業の予算について国に働きかけるとともに、県の配分段階における十分な措置を要望する。</p>
3. とちぎを担う農業者の確保育成について	<p>人口減少下における労働力確保が社会問題化し、全国的に新規就農者が減少する中、農業振興公社は「とちぎ農業経営・就農支援センター」の運営主体として、県内外における相談会の開催や年間300件程の就農相談への対応等を通して、新規就農者の確保に努め、一定成果を挙げてきている。しかし、県で掲げる目標(5年間で1,800人)の実現に向けては、希望者のニーズに即したオーダーメイド型のオール栃木での支援体制をさらに充実していく必要があることから、センターの機能強化への支援及び関連予算の拡充を要望する。</p>
4. 「信頼されるとちぎ農業」実現のための	<p>先般の改正基本法において、食料安全保障が柱として据えられ、命の源である食と、それを支える農業の重要性の理解促進が益々大切になってきている。これまで、とちぎアグリプラザ</p>

食と農の理解促進について	<p>は「食と農の理解促進」に係る本県の拠点として様々な取組を展開し一定の成果を挙げてきており、中でも、食と農の交流室は、食育やとちぎの農産物などに係る情報発信基地として機能を発揮してきている。しかし、設置から21年が経過し、図書やパンフレットなど、その多くがアナログ的で時代遅れのものとなっていることから、デジタルなどの機器類を大いに活用し、誰もが気軽にかつ感動しながら学べるような環境の創出に取り組まれたい。</p> <p>また、食育ボランティアの協力の下、60回／年を超える出前講座を実施するとともに、新たに民間企業や大学等を対象とした取組も行っている。食の重要性を再認識すべき昨今の潮流を踏まえると、こうした取組を重点的に拡大していく必要があることから、オール栃木での体系的な取組推進への支援や関連予算の拡充について要望する。</p>
--------------	---

8. 栃木県農業者懇談会

項目	要請の内容
1. 農地等利用最適化推進に関する意見 (1)未整備や狭隘圃場の遊休農地化の防止	<p>耕作機械が大型化する中、小区画圃場においては機械の能力が発揮されないばかりか、未整備地区では圃場に侵入さえできないケースもあり、こうした状況は、農地の流動化を阻害し、耕作放棄地の拡大を助長している。</p> <p>そこで、「地域計画」の策定と並行して、小区画圃場の再整備や未整備地区の解消など、農地の有効活用に向けて、20~30年先の長期的視野に立った圃場整備計画の立案を地域と共に進めるよう要望する。</p>
(2)遊休農地の解消に関すること	<p>遊休農地の再生は、重機を使った伐根・整地、土壤改良などをを行う必要があり、耕作を受託する農家の重い負担が遊休農地解消のネックとなっている。</p> <p>このため、遊休農地の再生に取り組む農業者に対しては、再生作業を全額補助金で賄える支援を要望する。</p>
(3)団地化の推進	<p>品目ごとの生産団地を形成することは、作業性の向上だけでなく、技術の継承や仲間との交流による新規就農者の確保・育成の観点からも、重要性が高まっている。</p> <p>このため、団地化を計画的に進める土地改良事業の推進や農地中間管理機構による団地化の支援施策の創設を要望する。</p>
2. 県農業施策に関する要望 (1)食料・農業・農村基本法 ①周知と現場意見の集約に関するこ	<p>改正基本法及び関連3法について、国ではこの夏に地方説明会を開催しているが、幅広い関係者が法への理解を深めるには十分な機会提供とは言えない。食料供給困難事態対策法に関しては、生産者に対する罰則規定に反発する声もある。</p> <p>県においても、県内農業者や関連事業者に対し、独自の説明機会を設けるなどにより、新たな基本法等を丁寧に周知するとともに、幅広い意見の集約を図られたい。</p>

<p>(2) 食料・農業・農村基本法 ② 小規模農家への支援に関すること</p>	<p>現在の農地の荒廃や担い手不足は、これまでの農業政策が大規模化偏重であり、小規模農家への支援・保護が手薄であった結果と考える。</p> <p>改正基本法においては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な担い手の生産活動を農地確保のための方策と位置づけている。また、家族経営の活性化およびその法人化の促進をうたっている。</p>
<p>(3) 食料・農業・農村基本法 ③ 生産物価格の適正化に関すること</p>	<p>県においては、新基本法の理念を踏まえ国と連携しながら、产业基地を守っている家族経営体やその後継者への支援にも注力された。</p> <p>改正基本法において、国は食料の持続的な供給に要する合理的な費用の明確化を促進する措置を講ずることとされた。</p>
<p>(4) 普及指導体制の見直しと経営指導力の強化に関すること</p>	<p>県は、現在の農業者の経営安定に資するだけでなく、将来の担い手にとり農業が選ばれる職業となるためにも、生産費を適正に価格へ転嫁できるような仕組みづくりについて、国に働きかけられたい。</p>
<p>(5) 集落営農に対する支援</p>	<p>本県の農業改良普及指導員の数が減少している。加えて、現場活動の割合も低下している。また、多様な担い手として新規参入者などの就農事案も増えている。</p> <p>こうした中、栽培技術だけでなく、農地・機械など経営資源の確保や経営能力の指導など、経営面に対する伴走型の支援が求められており、普及指導体制の計画的な見直し・整備を要望する。</p>
<p>(6) 女性活躍の場の拡大</p>	<p>集落営農組織は地域の担い手として機能しているが、高齢化に伴う人員不足など存続が危ぶまれる事案が増えている。</p> <p>県が推進する「とちぎ広域営農システム」の構築を加速されたい。</p>
	<p>農業の持続的な発展には、多様な人材の活躍が求められており、特に女性の参画が極めて重要である。</p> <p>しかしながら、日本は諸外国に比べジェンダーギャップが大きいとされており、方針決定の場への参画の少なさが要因となっている。</p> <p>そこで、「第5期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン」の着実な推進と第6期ビジョンの策定を要望する。</p>

(7) 県民に対する 食料安全保障 等の啓発	<p>食料安全保障や農業・農村の持つ多面的機能について理解することは、人間の生存に関わる基本的かつ重要なことである。</p> <p>県においては、農業・農村の存続に向けた消費者・事業者の行動変容が促進されるよう、県民に広く情報発信し理解醸成を図られたい。</p>
(8) 水田における 飼料生産に関 すること	<p>国産飼料については、輸入リスクの回避や食料自給率の向上を図る観点から増産が求められている。一方で、5年以上水張りをしていない水田を水田活用交付金の対象から除外する方針が示されている。</p> <p>畜産農家にとりブロックローテーション等の実践は困難で、無理に水張りを行えば、トウモロコシなどの畑作飼料に湿害の発生や大型機械での作業性の悪化などを招き、飼料増産の妨げになる可能性があることから、慎重な制度見直しを要望する。</p>
(9) 有機 JAS 認証 について	<p>国は環境への負荷低減の取組を進めており、有機農法はその有効な手段である。しかしながら、有機 JAS 認証を受けるためには、申請の手続きや経費面で取組者に相当の負担を強いている。</p> <p>県は、申請意向のある者の負担を軽減する措置を講じられたい。</p>

9. 栃木県農業士会

項 目	要 請 の 内 容
1. 食料・農業・農村基本法 (1) 周知と現場意見の集約に関すること	<p>改正基本法及び関連3法について、国ではこの夏に地方説明会を開催しているが、幅広い関係者が法への理解を深めるには十分な機会提供とは言えない。食料供給困難事態対策法に関しては、生産者に対する罰則規定に反発する声もある。</p> <p>県においても、県内農業者や関連事業者に対し、独自の機会を設けるなどにより、新たな基本法等を丁寧に周知するとともに、幅広い意見の集約を図られたい。</p>
2. 食料・農業・農村基本法 (2) 小規模農家への支援に関すること	<p>現在の農地の荒廃や担い手不足は、これまでの農業政策が大規模化偏重であり、小規模農家への支援・保護が手薄であった結果と考える。</p> <p>改正基本法においては、効率的かつ安定的な農業経営を営む者以外の多様な担い手の生産活動を農地確保のための一方策と位置づけている。また、家族経営の活性化およびその法人化の促進を謳っている。</p> <p>県においては、新基本法の理念を踏まえ国と連携しながら、産地を守っている家族経営体やその後継者への支援にも注力されたい。</p>
3. 食料・農業・農村基本法 (3) 生産物価格の適正化に関すること	<p>基本法改正法において、国は食料の持続的な供給に要する合理的な費用の明確化を促進する措置を講ずることとされた。</p> <p>県は、現在の農業者の経営安定に資するだけでなく、将来の担い手にとり農業が選ばれる職業となるためにも、生産費を適正に価格へ転嫁できるような仕組みづくりについて、国に働きかけられたい。</p>
4. 普及指導体制の見直しと經營指導力の強化に関すること	<p>本県の農業改良普及指導員の数が減少している。加えて、現場活動の割合も低下している。また、多様な担い手として新規参入者などの就農事案も増えている。</p> <p>こうした中、栽培技術だけでなく、農地・機械など経営資源の確保や経営能力の指導など、経営面に対する伴走型の支援が求められており、普及指導体制の計画的な見直し・整備を要望する。</p>

10. 栃木県農業法人協会

項目	要望の内容
1. 配合飼料価格高騰に対する補填・補助の継続について	情勢や円安等の影響により、配合飼料やエネルギーの価格高騰等の厳しい状況から、配合飼料価格安定制度をはじめとする補填・補助制度の継続を国に働きかけられたい。
2. 適正な農産物価格について	農畜産物を国内で安定供給をするためには、農業経営者の安定した経営をすることが必要であり、農畜産物の生産費を踏まえた適正な価格転嫁をする仕組みの構築を国に働きかけられたい。
3. 肉用子牛生産者補給金制度の交付金算定について	肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく肉用子牛生産者補給金制度の交付金額算定は、現状四半期毎に試算され3ヶ月後に支給されるが、支給時期まで期間が空くため、資金繰り等の問題が生じている。売買価格の急変等の際は、直近1ヶ月の状況から算定支給できるよう制度見直しの働きかけを要望する。
4. 補助制度等の継続について	昨今の情勢により、畜産・酪農の経営は引き続き厳しい状況であるため、肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）や小規模事業者持続化補助金等制度の継続支援を国に働きかけられたい。
5. 異常気象・災害時の緊急対策の支援について	世界の気候変動、異常気象における農業・農作物栽培の変化、夏場の高温下での農作業の負担軽減を図るための支援、高温に適した農作物の品種開発など、現在の気候変動に適した農作物栽培に対して、本県独自の支援対策を講じることを要望する。 また、異常気象による集中豪雨などの事前対策と、被害にあった場合の地域農道等のライフラインや農作物の栽培の復旧への支援、特に集中豪雨に対しては、県、関係機関等の連携を密にして、地域農業者が災害時に不安とならない支援体制の構築を要望する。

11. 栃木県農村女性会議

項目	要請の内容
1. 農業・農村 男女共同参画社会 の実現に向けた支 援の強化	<p>①第六期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定による支援の継続</p> <p>第五期ビジョンの実現に向けて、農村女性団体一丸となって取り組んできたが、日本一の登用率を7年継続中の女性農業委員でさえ、目標とする30%には達していない。また、JA役員や土地改良区の理事に占める女性の割合は、目標に届かず、5期ビジョン推進期間の達成は困難な状況である。</p> <p>そのような状況下で、農村や農業団体に残る因習が改善されにくくなど、女性登用を阻む地域体制の硬直化が懸念される。</p> <p>そのため、第六期とちぎの農業・農村男女共同参画ビジョン策定に向け、継続した取組をお願いしたい。</p> <p>また、推進母体となる農村女性会議への支援を併せてお願いしたい。</p>
2. 経営者としての 女性農業者への 支援強化	
①女性農業経営者 の育成支援	近年、女性が経営主体の農業経営が県内各地で見られるようになってきた。就農希望の女性や経営に参画意欲の高い女性農業者等が担い手として能力発揮できるよう農業技術や経営、マーケティング等、幅広い学びの機会の提供をお願いしたい。
②次世代女性農業 者の育成支援	近年の就農相談や就農調査の中で女性の相談者や就農者の増加が顕著になっている。この動きを進展させ、就農から定着、農業経営の安定化への継続的な啓発や支援が必要である。
③地域参画や経営 発展を実現する ための家族経営 協定の推進	経営者としての能力発揮やパートナーシップ型経営の実現のため、有効な手段である家族経営協定を、行政を始め農業委員等関係者が共通認識をもって取り組めるよう情報提供や積極的に啓発等を行う女性リーダーの取組に支援をお願いしたい。
3. その他	
①農山村地域の活 性化に向けた支 援強化	農山村地域での人口減少と高齢化進行が同時に進む中、農村の荒廃が懸念されている。
	そのため、農地の所有者不明対策や獣害対策等、農村地域の維持・保全につながる総合的な支援をお願いしたい。

1. 河宇地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1. 担い手への農地利用の集積・集約化について	<p>今後の持続可能な農業生産体制の構築においては、担い手の育成・確保を図りながら、担い手への農地の集積・集約化を加速させることが喫緊の課題となっている。</p> <p>令和5年4月に施行された農業経営基盤強化促進法等の改正により、これまでの「人・農地プラン」から、農業を担う者ごとに利用する農地を集約することに重点を置いた「地域計画」として法定化され、来年度以降も地域計画の見直しや更新が必要となっていることから、下記の支援を要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域計画に基づく農地の集積・集約化 <ul style="list-style-type: none"> ・地域計画の目標地図に位置づけられる者が受けられる支援の充実をお願いする。 (2) 担い手の確保・育成支援 <ul style="list-style-type: none"> ・農業経営の安定のため収益性の高い作物への転換等、所得向上への支援の充実をお願いする。 (3) 基盤整備事業の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業に対する支援制度は多岐にわたり複雑であることから、制度の分かりやすい周知や活用方策を提案するとともに、地域の実情に応じた基盤整備事業を推進するための農地所有者の意識醸成の取り組みをお願いする。 <p>(宇都宮市農業委員会)</p>
2. 農地利用最適化の推進について	<p>地域計画策定後も計画に変更が生じる場合には、隨時地域協議を実施することとされている。また、定期的に地域の状況の変化に併せて目標地図を見直す必要があり、今後、担い手の確保、育成が重要な課題となっていく。これらのことから農業委員・農地利用最適化推進委員の活動がより重要であり、農地利用最適化推進活動をより一層強化していくため、引き続き国庫補助の働きかけ等一層の支援を要望する。</p> <p>(上三川町農業委員会)</p>
3. 遊休農地の発生防止・解消等について	<p>遊休農地は農業・農村の持続的な発展に悪影響を及ぼすことから、遊休農地の活用にあたっては、遊休農地再生交付金などの支援策の周知啓発をお願いしたい。</p> <p>(宇都宮市農業委員会)</p>

	<p>遊休農地対策は、地域の農業者の協力が不可欠と考える。そのため、地域の農業者が遊休農地の解消及び維持管理に取り組むことが容易にできるよう、遊休農地の解消に係る費用負担や多面的機能支払交付金などの農地の維持管理に対する補助制度の充実を図るとともに、農家の実情に即し、交付申請や実績報告にかかる手続き等をできる限り簡略化したものとするよう検討願う。</p> <p style="text-align: right;">(上三川町農業委員会)</p>
4. 新規参入の促進について	<p>就農希望者においては、農地等の確保、技術の習得、資金の確保など、就農初期に様々な負担が生じている。営農定着に向けたトータル的な支援体制が必要であるため、下記の支援を要望する。</p> <p>(1) 新規就農者支援・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「新規就農者育成総合対策事業」や市独自の支援策を含め、支援全般についての分かりやすい周知及び国の支給要件の緩和など活用しやすい制度になるよう国への働きかけ。 ・作物生産の効率化・高品質化に取り組めるよう、技術の習得を含めた就農支援の充実をお願いする。 <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p>
5. 地産地消・販路拡大の推進について	<p>地産地消を含めた地場産農産物の消費拡大・販路拡大など、農業所得向上に繋がる支援の充実を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p>
6. スマート農業等の推進について	<p>農作業の効率化・省力化に向け、I C T・A I 等の先端技術を活用したスマート農業の推進をお願いする。</p> <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p>
7. グリーン農業の推進について	<p>これまでの知識や経験をデジタル化するなど、新規就農者が営農しやすくなるような技術の導入や、温室効果ガス排出量削減につながるような技術の導入に対する支援策の検討をお願いする。</p> <p style="text-align: right;">(宇都宮市農業委員会)</p>
8. 営農型太陽光発電施設の適正な設置について	<p>営農型太陽光発電施設について、下部農地の営農が適切ではない事案があり、地域の農業振興や農地の集積などに支障を来すこともある。そのため、許可において、営農確保の審査を県として専門知識を生かし適正に行うとともに、許可後の営農状況を把握し、不適切な場合は、許可取消し等も含めた厳格な指導を行うことを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(上三川町農業委員会)</p>

2. 上都賀地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1. 円安や国際紛争の影響による農業経営への支援について	<p>円安や国際紛争の長期化により、高騰する農業生産経費等を販売価格に転嫁できない状況は農業者の所得の減少等に影響を及ぼし、営農継続の意思を減退させている。</p> <p>農業経営者が安心して経営を継続できるよう、農業生産経費等に対する助成や支援の予算確保など、より一層の対策が講じられるよう、国への働きかけを要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
2. 圃場整備事業等の推進・拡大について	<p>耕作条件が悪い農地は集積や集約化が進まず、遊休農地の増加にも繋がっている。農地利用の最適化を進めるには、圃場整備事業等により耕地条件の改善が必要となるが、事業実施には農家負担が伴うため、自ら耕作していない農地所有者や後継者不在農家が事業に参加しないケースや、また事業の同意がまとまりそうな場合でも、事業採択の面積要件をクリアできずに事業を諦めざるを得ないケースもある。このような地域やケースにおいては、事業採択面積要件の緩和と、農家負担を限りなくゼロに近づけることが可能になる補助制度の充実を要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>
3. 担い手対策について	<p>圃場整備について、狭小な区画を有する地域においては、その実情と機運の高まりを尊重し、整備面積要件緩和の検討、速やかな採択、早期事業着手されるよう要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p> <p>農地保全の大半は中小規模農家や兼業農家が担っており、特に高齢化と後継者不在が進行する中山間地域では重要な役割を果たしている。これまでの農業行政は大規模経営や企業的経営に重点が置かれてきたが、中小規模農家、兼業農家、営農組織等がこれからも地域で営農継続していくような支援策の充実を要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>

4. 広域的な営農に 向けた体制づく りの推進について	<p>土地利用型農業を続けることが大変厳しい状況の中ではあるが、地域の営農を将来にわたって継続する必要がある。そのため、集落営農組織の連携や大規模経営体などの体制づくりの支援強化を要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
5. 鳥獣害対策に ついて	<p>シカやイノシシ、サルなどの野生鳥獣による農業被害は深刻であり、農作物を荒らされる被害が後を絶たない。また、こうした動物がもたらすヤマビルの生息範囲も広がっており、これらは農業者の耕作意欲を低下させ、遊休農地の増加にも繋がっている。しかし、部分的な被害対策では限界があるため、広域的に有効な被害防止策を講じられる支援策の充実と、猟友会への支援の充実を要望する。また、防護柵等設置後の維持管理の負担が大きいため、管理に対する補助金の新設を要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>
	<p>中山間地域を中心に野生鳥獣による農作物の被害が深刻化している。農業従事者の耕作意欲が失われないよう、より一層の有害鳥獣捕獲のための対策を積極的に推進するよう要望する。</p> <p>(日光市農業委員会)</p>
6. 補助金、交付金 等事業について	<p>農地利用最適化交付金等の制度変更が頻繁に行われ、内容も分かりづらく農業者は対応に苦慮している。また、条件が厳しくなるなど、交付を受けられない人が増えている。制度に関する明確で分り易い説明を行うこと、これまでの競争力強化ではなく、安定的な農業経営により農業を生業として選択する若者が増えるよう、農家の所得を補償する支援策を要望する。</p> <p>また、経営所得安定対策の水田活用直接払交付金制度において5年に1度の水張りをする要件は、かつて積極的に転作を奨励し農家もそれに協力して畑作物に転作し、せっかく畑作物に向いた土質になっていた農地を台無しにするものである。水張り後1～2年では元には戻らず、生産意欲が失われて荒廃農地の増加につながる恐れがあるため、方針の見直し</p>

7. 農地区分の判断基準見直しについて	<p>を要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p> <p>中山間地域等の状況不利地域においては、人口流出による後継者不足は深刻であり、集落や農地の維持は限界に来ている。そのような地域の土地を有効に利用できるよう、農地区分の判断基準の見直しを要望する。</p> <p>(鹿沼市農業委員会)</p>
---------------------	---

3. 芳賀地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1. 遊休農地対策について	<p>(1)遊休農地の発生防止・解消について 遊休農地の解消を図るため、遊休農地解消支援に係る事業の継続や支援の拡充を要望する。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p> <p>(2)農地いきいき再生支援事業予算の拡充について 令和7年度から地域計画に基づいた農地利用が開始されるが、計画において守るべき区域に存在する荒廃農地は少なくない。そういう土地の解消が急がれるものと考えることから予算の拡充を要望する。</p> <p>(市貝町農業委員会)</p>
2. 農地法に基づく手続きについて	<p>(1)地域計画区域内における農地転用について 事務の簡素化が図れるよう、関係機関の協議が整った場合には、転用後の地域計画変更を可能とすること。また、認定農業者が農畜産物の加工・販売施設や農家レストラン等を建てる場合の農地転用の取り扱いについて、具体的な運用を示すことを要望する。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p>
3. 農地集積の促進について	<p>(1)農用地利用集積等促進計画への一本化に向けた必要措置について 令和7年度から、利用権設定が農用地利用集積等促進計画に一本化されることから、制度の周知徹底と、事務の簡素化が確実に図れるように必要な措置を行うことを要望する。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p> <p>(2)相続未登記農地の発生防止について 相続登記義務化の周知徹底、及び相続未登記農地の発生防止・解消の取り組みに対する支援を要望する。</p> <p>(真岡市農業委員会)</p>

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化について

高齢化が進み担い手が減少する中、少ない担い手で集積集約した農地を守らざるを得ないのが現状であり、営農を継続していくためには国の支援が必要不可欠であることから、下記支援の検討を要望する。

- ①水田の大区画化・汎用化及び畦畔の撤去による区画拡大などの小規模な基盤整備支援の拡充
- ②農作業の効率化・省力化に向けたスマート農業支援の拡充

(益子町農業委員会)

4. 担い手対策について

(1) 農業所得の向上に向けた支援について

農業資材の高騰や気候変動の影響による農作物被害など、農業を取り巻く環境は厳しい状況であるが、農産物の販売価格は以前と変わらず農業経営はますます逼迫している。このような状況が続けば、農業離れが進み、農業農村が疲弊してしまう恐れがあることから、下記支援の検討を要望する。

- ①農業資材購入に対する支援策の拡充
- ②負担と受益の関係が明確な直接支払政策の導入

(益子町農業委員会)

(2) 多様な人材による新規参入への支援について

農業従事者の高齢化が進み、各地域で担い手が不足する中、農地の遊休化・荒廃化が懸念されている。一方で、都市からは、農業や田舎暮らしに关心を持った若者の移住も少しづつ増えつつある。今後は、このような多様な人材に小規模でも農業を担ってもらうことが農地の適正管理、及び農村の活性化につながると考えている。このため、下記支援の検討を要望する。

- ①従来の新規就農者の補助金とは別に、小規模就農者の初期投資（機械導入等）に必要な資金の支援
 - ②都市から農村に移住し「農あるくらし」をしている人を自治体ごとに紹介する媒体作成に関する経費の支援
 - ③都市住民と農業者が交流できる施設整備への支援、交流活動へのソフト的な支援
- (益子町農業委員会)

(3) 農業後継者等が希望持てる農業の確立について
中山間地域では、高齢化や担い手不足による農地の維持、農業者の確保が困難となっている。農業所得の向上・安定はもちろんのこと、農業後継者や新規就農者が将来に希望を持って農業に取り組めるよう、安定的かつ魅力ある施策の展開を要望する。

(茂木町農業委員会)

(4) 後継者の育成並びに担い手受け入れの強化について

担い手の減少が続く現在の状況において、新たな担い手の確保は重要な課題となっている。新規参入者等の受け入れも重要ではあるものの、土地を貸し出す者の安心感や空き家対策にも繋がる親元就農者等地域の新たな担い手育成が重要であると捉えている。そこで、親元就農の場合の要件の緩和及び新たな支援策の創設を要望とともに、参入を含めた新たな担い手全体への支援策の拡充を要望する。

(芳賀町農業委員会)

5. 農村振興対策について

(1) 災害対策について

近年、気候変動の影響による自然災害の頻発や害虫の大量発生による著しい生育不良など、農業経営に深刻な打撃を与えており、下記支援の検討を要望する。

- ①水利施設等の計画的な機能保全対策の継続・強化
- ②各被害に対する農家への支援の実施
- ③被害防止対策への支援の実施

(益子町農業委員会)

(2) 中山間地域等の振興対策について

中山間地域は、水資源の確保や国土保全に大きな役割を果たす一方で、高齢化や担い手不足による耕作放棄地の増加が顕著となっている。将来にわたって農村の多面的機能や農地が保全されるよう、中山間地域等に対する振興施策の一層の充実を要望する。

(茂木町農業委員会)

	<p>(3)鳥獣被害防止対策の促進について</p> <p>イノシシ、アライグマ、ハクビシンに加え、サルやシカ、クマの生息区域も広がっており、有害鳥獣による農産物の被害が拡大していく恐れがあることから、被害防止対策の強化や捕獲対策強化など必要な措置の拡充を要望する。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
6. 太陽光発電施設に対する規制について	<p>(1)農地転用後の太陽光発電施設の管理規制指導について</p> <p>近年、農地を高値で処分できることから、耕作放棄地や不在地主の農地が太陽光発電事業者に売買され、急速に太陽光発電施設が増え続けている。しかし、農業委員会では農地転用を許可したものの、一部の施設では管理が不十分で草が繁茂し、景観や害虫、獣害、雨水の流出等、近隣農地等へ悪影響が出ているとの相談を受けている。</p> <p>改正F I T法（固定価格買取制度）では、メンテナンスや保守点検を義務付けているものの適正な履行につながっていない現状も見受けられることから、施設の周辺農地等への影響が及ばないよう、事業者へ管理規制などさらなる指導の徹底を図られるよう要望する。</p> <p>(茂木町農業委員会)</p>
	<p>(2)営農型太陽光に係る規制強化について</p> <p>令和6年度より、農地法施行規則の改正や、ガイドラインの制定などが示されたところであるが、それにより規制が強化されたとは言い難く、農業委員会の実務としては、営農が適切に行われているかの判断が困難であり、また農家の経営安定等、地域農業の維持発展に当該事業が寄与しているかなど様々な疑問が生じている。そこで、次のような制度の策定や情報収集及び共有をすることを要望する。</p> <p>①耕作者が発電事業を行い、その経営の安定を図る場合のみ営農型太陽光発電の設置を認めるなど、発電の目的が営農と必ず結びつく制度にすること。</p> <p>②優良農地の確保や集積の支障とならないようにするために、営農型太陽光は1種農地の中でも縁辺部や農地以外の土地に接している農地のみにするなどの規制を設</p>

	<p>すること。</p> <p>③遊休農地等以外では、作付作物を限定すること。</p> <p>④営農の適切な実施と判断できる程度について、県内や全国の状況等を確認した上で、判断基準を設けること。</p> <p>※①から④について、制度や規制についてはそれを設けることを国に要望することも含む。</p> <p>(芳賀町農業委員会)</p>
7. 土地改良事業の推進について	<p>(1) 土地改良事業の実施要件の見直しについて</p> <p>農業の担い手が減少していく中、農地の集積のみならず、集約していくことが喫緊の課題となっている。しかし、土地改良事業実施から長年が経過した地域では、近年の区画に比べ小区画の農地であるなど、耕作者の入替等が困難な状況にある。そのため、土地改良事業の実施要望は町内各地で出ているが、当町は水田が多く、古くから米麦を中心とした農業により発展した地域であるものの、現在の土地改良事業の実施要件が実態に合わないため、次のような要件の見直しを要望する。</p> <p>①土地改良事業における高収益作物への転換について、地域の実情に合わせた選択や、高収益作物の種類に田の裏作（麦、大豆、そばなど）を含めること。</p> <p>②既に小区画の土地をまとめて耕作している場合、その土地の畦畔撤去等、簡易な土地改良事業に対しては事業前後の集積率向上を要件としないなど、要件緩和をすること。</p> <p>③土地改良事業時の集積・集約に伴う各種交付金等の交付要件緩和や交付単価の引上げなどにより、地元の負担の軽減をすること。</p> <p>(芳賀町農業委員会)</p>

4. 下都賀地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1. 農業施策 (1)遊休農地 対策について	<p>水田活用の直接支払交付金制度の見直しにより、5年間で一度も水張りが行われない農地を交付対象外とする方針は、特に井戸ポンプが使用できない陸田や獣害が多発している中山間地において、遊休農地の増加を促進させるのではないかと危惧している。</p> <p>水田活用の直接支払交付金制度の見直しについては、地域の実情や課題を十分に把握した上で、不安を抱いている農業者への十分な説明のもと進めるよう要望する。特に水田を畠地化した場合、中山間地においても農業者の所得が確保され、再生産が可能となるような県独自の対策を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>
	<p>遊休農地の判定には委員や事務局の負担が多いことから、調査効率化のために遊休農地の判定に人工衛星画像とAIの利用を開始した自治体がある。農業委員会サポートシステムとの連携を可能にするため、県主導による遊休農地自動判定システムの導入を要望する。</p> <p>また、農地種別の判別も自治体を超えて広域的、かつ公正に判断することも必要であることから、将来的には、農地種別についてもAI等を利用し、客観的な判断が可能となるようなシステムの構築を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
	<p>遊休農地再生支援事業について、近年の燃料費を始めとする物価高騰の中で、遊休農地の解消に係る費用に対し補助金額が少なく、解消してまで遊休農地で農業を行う者がいない。遊休農地の解消の推進のため、補助金額の増額見直しを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>
	<p>遊休農地・耕作放棄地を解消するには、労力や費用の負担を要する。</p> <p>また、解消したとしても耕作者のいない農地の場合、管理維持をするにも大きな負担がかかってくる。これらの負担を軽減し、遊休農地・耕作放棄地の再生を進めるため、補助金等の支援強化を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(壬生町農業委員会)</p>

<p>(2)圃場整備の推進について</p>	<p>農業の担い手の減少により、農地を効率的に維持・管理するためには圃場整備も有効な手段である。水田地域の中には、圃場整備を実施済みとなってはいるものの、近年の整備に比べ小区画の圃場整備地域もあることから、農業機械の大型化等に対応できず、土地の貸借が進まない圃場がある。</p> <p>また、畑地域では、区画が整備されていないことから、降雨時等に土砂が流失したり、畑が不整地となる圃場、さらには、水が畑に滞り機械がはまってしまうなど、作物を耕作するために劣悪な条件となっている圃場もある。そうしたことから、農地の機能を最大限に活用することができるよう、圃場整備を要望する。</p> <p>また、換地を希望しない農地所有者が多く存在する。こうした農地の換地にあっては、個人に所有権を設定せず、農地中間管理機構に所有権を設定するなど、柔軟に対応いただくとともに、農地所有者に金銭的な負担をかけない事業の実施を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
<p>(3)相続土地国庫帰属制度の運用及び関連制度の整備について</p>	<p>相続土地国庫帰属制度が令和5年4月にスタートしたところであるが、耕作していない農地所有者にとって農地を所有することが負担となっている現実がある。また、遠方居住者が農地を相続し、管理されない事案が多数発生している。農地所有者が本制度を活用したいと思っても、土地改良の賦課金のある農地は、事实上、本制度の対象外となっている。将来にわたる国民への食料の安定供給の確保にむけ、農地関連制度を改正する「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が6月14日に成立、21日に公布されたが、個人や地域の善意で農地を守るのはもはや限界である。本制度の柔軟な運用を検討及び本制度の対象となる農地に対する賦課金を土地改良区に支援する制度の創設の検討など、県から国に働きかけられたい。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
<p>(4)適正な農地の利用について</p>	<p>農地法改正に伴う下限面積の撤廃により、誰でも農地取得できると誤解を招いており、多方面より農地取得についての問合せが増加している。その中には農業目的ではなく、転用・転売を前提としていると懸念を抱くような相談もある。通俗的には、いわゆる「3年3作」といった農地取得から再処分までの期間を規制する考え方があったが、農地の適正利用を維持するために、安易な転用・転売を防止する統一基準を示すことを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(下野市農業委員会)</p>

(5) 所有者不明農地について	<p>相続放棄や未相続により、所有者不明農地や耕作者不在農地の増加がみられる。このような農地が増えると遊休農地等の増加が危惧されることから、所有者不明農地の貸借や売買に関する支援強化及び予算措置を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(壬生町農業委員会)</p>
(6) 農産物の価格設定について	<p>生産資材の高騰が、就農意欲低下へと影響を及ぼしている現状がある。これまでの農業は、経営を継承して地域を守っていくといった色彩が濃かったが、これから農業は、農業経営を大規模化・集積して農地を管理していく方向性が示されている。しかし、農産物の販売価格が生産コストを割り込んでしまう状態のままで、就農意欲が低下し、管理されない農地が増大してしまう。</p> <p>農業の担い手が安心して農業に取り組むことができるよう、生産コストを割り込んでしまうことなく価格設定が行われる手立てを講じられるよう、県から国に働きかけを引き続き要望する。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
(7) 野生鳥獣の被害対策について	<p>野生鳥獣（主としてイノシシ、ハクビシン等）による農作物被害は年々増加傾向にあり、農家の就農意欲の減退、耕作放棄地の増加、さらには離農につながりかねないことから、迅速に対応すべき問題である。イノシシ、ハクビシン等の住処となる河川区域の雑木、竹は計画的に伐採されており、徐々に環境が改善されてきているが、個体数は、依然として出没場所を変えながら増加していることから、継続的な対策を要望する。また、新たな被害の発生防止のためには、今後も、再び雑木・竹林が繁茂する状況に戻らないよう維持管理をしていく必要がある。については、伐採除去後の整地についても、鳥獣被害対策協議会等の地元組織が草刈り等に協力できる体制が構築できるよう配慮を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(小山市農業委員会)</p>
2. 担い手対策 (1) 新規就農支援対策について	<p>新規就農希望者にとって、実際に就農できるまでの時間や資金等、ハードルが非常に高く、加えて今般の燃料や肥料、資材等の高騰が重なり長期的な農業経営への一歩を踏み出しにくい現状がある。</p> <p>新規就農希望者が、特に資金や技術のうえで不安を抱きやすい初期段階において十分なアドバイスや助成を受けられるよう、これまで以上の相談体制・支援の強化を要望する。併せて、インターナーシップや専門のアドバイザー制度などの検討を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(栃木市農業委員会)</p>

	<p>農業の担い手を増やすことは急務であるため、農業経営への明確なビジョンをもち就農への意欲が認められる者に対し、資金面、技術面、農業経営面など、就農初期段階から自立に至るまでの現実的かつきめ細かな支援策を要望する。</p> <p>(小山市農業委員会)</p>
	<p>高齢化や離農による農業従事者の減少が進む中、離農者が所有する農地や農業用施設等の新規就農者への継承及び継承する施設の改修等、農業経営の第三者継承への支援を要望する。</p> <p>(下野市農業委員会)</p>
(2) 農地の利用 集積について	<p>基盤整備事業未実施地区において、基盤整備事業を行うことが集積を進めるうえで有効であることは承知しつつも、農業者が高齢化してきており、機運の醸成から事業完了まで相当な期間を要する等の理由で、事業の実施が困難になってきている。</p> <p>については、行政と農業者がこのような現状を共有し、集積率向上に向けて事業が推進できるよう、ご指導いただきたい。</p> <p>また、農地中間管理機構を通した貸借の一層の推進のため、貸借期間の見直しを要望する。</p> <p>(栃木市農業委員会)</p>
(3) 農地中間 管理事業 について	<p>農地中間管理事業については、栃木県農業振興公社（以下、「公社」という。）から一部の事務を市町との委託契約により実施している。農地の所有者が農地中間管理機構に貸し付けを希望しても、受け手の見つからない農地について公社との契約は事実上拒否されている。担い手が不足している地域では、市町、農業委員会事務局、地元の農業委員・農地利用最適化推進委員が受け手を探しても見つからない現実があるが、「栃木県農地バンク事業の事務処理手引き」のうち「栃木県農地バンクが借入できる要件等について（運用）」では、上記の農地が引受対象外との記載はないものであり、窓口となる農業委員会では、農地所有者からの深刻な相談に対し手を差し伸べられない状況にある。</p> <p>については、農地中間管理事業の創設の本来の目的に立ち返り、地権者が管理しきれず売買や貸付けを希望する農地を、借り手が確定するまで公社が管理する制度を考案いただけるよう、県から公社に要請するとともに、公社がその事業を運営するために必要な人的・金銭的支援を県から公社に行うことを要望する。</p> <p>(小山市農業委員会)</p>

5. 塩谷南那須地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1. 担い手の確保・育成について	<p>農業分野における男女共同参画の推進及び、女性の能力を一層活用して新たな取り組みを促進するためにも、指導的立場の女性農業者の確保及び、担い手となる女性農業者育成・支援の充実を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(さくら市農業委員会)</p> <p>農業従事者の高齢化及び後継者不足が深刻な状況下において、意欲ある後継者（新規就農者）に対して、農業所得の向上と安定をはじめ、将来に希望をもって農業に取り組めるよう、安定的かつ魅力のある補助制度等の充実を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p> <p>新規参入を希望しても農地の確保や技術の習得、資金の確保などが障壁となっている。新規参入後も、地域にとけこみ安定した営農ができるよう、新規就農者育成総合対策等の継続的な予算の確保及び生産技術や経営管理能力の向上に向けた取組みへの支援措置を図られたい。</p> <p>また、遊休施設や遊休機械などを有効利用できる施策の充実を図られたい。</p> <p>中山間地域では、有機農業者の参入が期待できることから、技術の習得の場や販路の確保等の支援策を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>
2. 農地保全、遊休農地発生防止・解消対策、鳥獣害対策について	<p>遊休農地の発生防止・解消に結びつく新たな施策として、遊休農地の農作物栽培に対する補助事業の創設を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(さくら市農業委員会)</p> <p>中山間地域においては、耕作放棄地の増大は喫緊の課題であり、農村の環境を守る観点から、耕作放棄地の発生防止、解消対策についての農家支援対策及び支援事業を講じていただけるよう要望する。</p> <p>有害鳥獣による農作物の被害は増加傾向にあり、被害の経済的打撃は農業者の営農意欲を減退させ、遊休農地増加の原因となっている。</p> <p>遊休農地の増加により、イノシシの出没が増え危険なため、緊急な対策が必要であり、電気柵等設置の補助金等の支援について</p>

	<p>要望する。</p> <p>さらに、国や県による有害鳥獣対策の拡充と、市町を超えた広域的な連携強化を実施していただけるよう要望する。</p> <p>(那須烏山市農業委員会)</p> <p>農業従事者の高齢化や後継者不足が進む中、耕作放棄地の発生防止・解消には、担い手農家の育成や集落営農の取組強化、新規参入の促進が必要であるため、地域農業を守る多様な担い手の育成支援策を引き続き講じられたい。</p> <p>有害鳥獣による農作物等への被害は、農業者の耕作意欲も低下させ耕作放棄地の増大へと繋がることが懸念されることから、有害鳥獣の捕獲と防除の両面から経済的支援措置の強化を図られたい。</p> <p>(那珂川町農業委員会)</p>
3. 担い手への農地集積・集約化、農業農村整備事業に関する予算拡大について	<p>農業農村整備事業で整備された圃場や新たに造成された農業水利施設等は、農業生産を根底から支える本来の役割のほかに、地域の排水機能や良好な環境保全等の多様な役割を果たしてきた。</p> <p>しかしながら、県営・団体営事業等により、整備・造成された農業水利施設等については、標準的な耐用年数を経過するものがすでに多く見受けられ、今後、さらに急速に増加する見通しであり、これらの施設の機能維持を図るための適切な維持保全や更新整備が急務となっている。</p> <p>また、本市においても、農業就業人口の減少に歯止めがかからない中、担い手へ農地の利用集積を加速する必要が求められており、地域ぐるみで農地集積・集約化に取り組むためには、過去に圃場、用排水路、農道が整備されている地域において、圃場整備事業と連携した担い手への農地集積・集約化のため、農業振興地域内における再編整備が必要不可欠であると考える。</p> <p>既に土地改良事業が完了してからの年数が経過している地域においては、機能維持を図るための適正な管理と整備補修の必要性がますます増大していることから、施設の診断に基づく劣化状況等を評価し、これに基づききめ細やかな対策を実施できるストックマネジメント事業や土地改良施設維持管理適正化事業などの農業水利施設維持保全を含め、担い手が安心して受託できる環境整備に向けて、再編整備に関する予算である農業農村整備事業の予算拡大を要望する。</p> <p>(矢板市農業委員会)</p>

	<p>担い手の確保が急務であることから、魅力ある農業、安定的な農業経営の確立が図れるような施策を推進されたい。また、担い手への農地の集積を図るため、借り手に対する奨励金制度等の創設・充実を図られたい。</p> <p>中山間地域は立地条件が悪く、耕作不利地が多いことから、平地との格差を設けた施策が必要である。農地の集積・集約化を進めるにあたっては、農地中間管理事業においても地域の実情に即した方策を講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>
4. 肥料、燃料等の高騰に伴う支援について	<p>農業分野においては、原油価格の上昇等に伴い農業資材、燃料、肥料の価格が高騰している状況の中、農業資材等の価格上昇分を農産物価格に反映できない状況が続いている。そこで、農業経営者が安心して経営を継続できるよう、より一層の助成や支援対策が講じられるよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(さくら市農業委員会)</p>
	<p>肥料、燃料、電気料など諸物価が高騰し、生産コストが経営を圧迫するとともに、情勢不安の長期化や国の今後の支援が不明確なことから、将来の営農継続が心配されている。</p> <p>引き続き、安定した農業経営ができるよう肥料、燃料、電気料や農業機械の導入などに対する支援制度の継続・充実について要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p>
5. 防災・減災対策について	<p>資材・飼料・燃料等の生産費の高騰に対する支援策を引き続き講じられたい。</p> <p style="text-align: right;">(那珂川町農業委員会)</p>
6. その他	<p>近年の農業資材等の価格高騰に加えて、異常気象等による農業への被害が増加しており、農業者の負担が増している。</p> <p>今後も安定した農業経営ができるように、被災した場合の支援等の充実を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須烏山市農業委員会)</p>
	<p>水田活用直接払交付金の見直しにより、令和9年度以降、過去5年間に一度も水張りが行われていない農地については、原則として交付対象外となった。(5年水張りルール)</p> <p>この「5年水張りルール」が進むと、農地の集積や遊休農地の</p>

解消を妨げる一因となると思われるため、交付対象となるための要件を緩和するよう国に対して要望いただきたい。

(那須烏山市農業委員会)

米の市場価格が低水準に止まることは、主食である米を安価に安心して購入する消費者にとって益があるが、多くの生産者にとっては黒字を出すことが困難な農業経営を強いられることになっている。

今年は政府備蓄米の在庫が減少し、米価の向上が見込まれるが、市場価格を低く抑えるために生産者である農家にしわ寄せが無いことを強く望みたい。

そこで、農業にかかるコストとして、農業用機械の購入、維持、燃料代、肥料代、薬剤のほか、休日の取得の不安定さなど労働力を人件費に換算するなどし、各種コストの平均を求め、非農家である消費者を対象に、広くわかりやすい周知を願いたい。

(高根沢町農業委員会)

食料自給率の向上のため、安定的に農産物を生産し、安心して農業を営むことができるよう施策を講じ、農作物の販路拡大、価格の向上と安定を図られたい。特に、主食用米の需給調整のための他作物への転換にあたっては、県独自の補助制度の充実を図られたい。

担い手農家だけでなく、兼業農家や小規模農家への支援措置を行うなど画一的な制度ではなく規模や立地などの条件を考慮して施策を講じられたい。

中山間地域等直接支払制度及び多面的機能支払交付金制度の内容の充実と制度の継続を図られたい。

スマート農業の更なる推進を図られたい。

太陽光発電施設用地への転用後の除草について、除草剤の使用制限等の指導を徹底されたい。また、施設を設置してから20年後、放置されることがないよう施設更新及び撤去に対し、指導の徹底を図られたい。

(那珂川町農業委員会)

6. 那須地方農業振興協議会

項目	要請の内容
1. 遊休農地対策について	<p>市内で遊休農地が散見され、大田原市の遊休農地の推移は、過去5年間で1.5倍に増加していることから、今後、周辺地域に影響を及ぼすことが懸念される。</p> <p>遊休農地解消のため、当該地を利用し、農業体験ができる施設や加工体験ができる施設が併設されている直売所の造設など、新規事業の開発に取り組むことを検討いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p> <p>不整形や狭小等条件の悪い農地や中山間地域などの農地については、作業効率が悪いため、貸したくとも借り手が見つからないケースが多く、将来的には遊休農地となることが懸念され、このような条件不利農地の遊休化は今後もますます増え続けることが予想される。このような状況に対応できるよう、次の施策を要望する。</p> <p>(1) 条件不利農地の改善事業の拡充について</p> <p>条件不利農地に関して、小規模農家の場合でも区画整理や農道整備等が行える、耕作条件改善事業の利便性向上や独自の補助制度の創設。</p> <p>(2) 農地バンク事業の借入要件の緩和について</p> <p>条件の悪い農地については、貸付の意向がある場合でも、農地バンクの借入要件に合致せず、農地バンクの利用ができないケースが多くあるため、事業の利便性を向上し、条件の悪い農地の借入要件の緩和。</p> <p>(3) 農地いきいき再生支援事業の拡充について</p> <p>現行の農地いきいき再生支援事業は所有権の移転等により遊休農地を再生利用する農業者が交付対象者となっており、所有者自ら再生利用する場合は交付対象外となっている。農地が荒廃した状態で借り手を探すのは難しいため、所有者本人が再生利用する場合も交付対象とするほか、地域で再生に取り組むための支援制度の拡充。</p> <p style="text-align: right;">(那須塙原市農業委員会)</p>
2. 農産物の適正価格の形成について	<p>昨今、燃料や肥料などの農業生産資材価格が上昇しているにもかかわらず、農産物の販売価格が上がらない。そのため、専業農家として生計を維持することが難しくなっている状況であり、ひいては、就農を志す若者が二の足を踏んでいる。</p> <p>次世代の担い手確保のためにも農作物の価格が安定的に、かつ高価格になるよう農産物の適正な価格形成の実現をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">(大田原市農業委員会)</p>

3. 中山間地域 対策について	<p>地域計画が推進されているが、中山間地域を支える小規模農業、農家の価値を見直す時だと考える。国土の大部分は中山間地域であり、その価値は計り知れない。中山間地域に対する対策を強化してほしい。</p> <p>(大田原市農業委員会)</p>
4. 国内食料 自給率の向上 について	<p>国内の食料自給率は年々減少している。種子や肥料の自給率を考えると10%あるかないかである。貿易が停止したら世界で最も餓死者出る国が日本と言われる。そのため国内産を重視し、地域の良い種子を守る。生産から消費まで循環的ネットワークづくり、学校給食の地場産化など公共調達を図るべきと考える。生産者とつながる賢い消費者「共同生産者」的な取り組みを検討頂きたい。</p> <p>(大田原市農業委員会)</p>
5. 農業後継者 の育成・確保 対策の拡充に ついて	<p>農業者の高齢化と担い手不足が深刻化しており、後継者のいない農業者の多くは離農を余儀なくされている。将来の農業を担う新規就農者の確保と育成が重要な課題となっていることから、次の事項について要望する。</p> <p>(1)新規就農者支援の拡充について</p> <p>親元就農者を含む幅広い新規就農者が安心して農業を始めることができるよう、就農前の研修期間中から経営確立まで長期的な経営支援の拡充。</p> <p>(2)就農を志すものと担い手とのマッチングについて</p> <p>農業者の高齢化と共に担い手不足が深刻化している一方で、農業に興味を持ち、就農を志す意欲的な若者も存在している。そんな若者を支援するため、意欲的な若者と担い手を円滑につなぐ仕組みを早急に構築。</p> <p>(3)半農半Xの推進・支援について</p> <p>農業と他の仕事を組み合わせた「半農半X」の人たちを呼び込むことが将来の食糧生産、農地の保全、地域活性化などに大いに貢献するものと推察する。「半農半X」にチャレンジする者に対し生活の基盤づくりを支援。</p> <p>(4)認定新規就農者への支援について</p> <p>経営発展事業について、新規就農者に対する経営発展のための機械・施設等の導入を支援するものであるが、申請に至っても経営面積拡大や所得アップなどの条件が厳しいため、採択されないケースが多い。しかし、新規就農時には多額の設備投資が必要なことから、採択要件を緩和すること。</p> <p>(那須塩原市農業委員会)</p>

	<p>農業後継者対策として、担い手の育成や新規就農及び親元就農をより一層推進するため、就農支援の充実と就農後における実践的・継続的なサポート体制の強化を要望する。</p> <p>併せて、営農安定のため地域にあった農作物の選定や価格の安定に対する価格補償等の支援を要望する。</p> <p>また、農業後継者への結婚支援を強力に推進されるよう要望する。</p> <p>(那須町農業委員会)</p>
6. 鳥獣被害の対策について	<p>野生鳥獣による農作物の被害は減少傾向にあるが、大切な作物を一瞬にして失うことは、営農意欲の衰退にもつながることから、地域ごとの徹底した被害防止策が不可欠である。将来に渡って安心して農業経営が持続できるよう、個体数を減らす対策として捕獲に対する支援と、個人で捕獲した場合の処分方法に対する支援を要望する。</p> <p>(那須塩原市農業委員会)</p>
	<p>有害鳥獣による農作物被害を減少させるため、ＩＣＴ技術の促進と導入に向けた支援を要望する。</p> <p>有害鳥獣対策を目的として、狩猟免許を取得する者に対し、免許取得時、更新時や猟具等の経費を補助し、取得者が継続して対策にあたれるよう支援を要望する。</p> <p>(那須町農業委員会)</p>
7. 水田活用直接支払交付金の見直しについて	<p>水田活用の直接支払交付金の交付対象要件として、過去5年間に一度も水張りが行われていない水田は交付対象外としているが、作物生産への悪影響や、ほ場整備費用の増大、用水利用の障害など、農地の担い手への集積を妨げ、遊休農地の増加に繋がる一因となっている。交付対象要件の緩和について、国に働きかけられたい。</p> <p>(那須塩原市農業委員会)</p>
8. 県北地域の農産物における付加価値の向上対策について	<p>那須塩原市を始め、県北地域の水田は美味しいお米の産地であるにも関わらず、家畜用餌の生産のために高価な肥料、農薬、農業機械を投じているのは、明らかにSDGs的な観点からも時勢に逆行している。</p> <p>近年、海外における日本食や日本酒のブームが顕著である中、今後は海外の富裕層に向けた質の高い品種の開発や、栽培技術の向上とその販売戦略について検討することを要望する。併せて、他の農産物(乳製品、園芸作物)についても海外への輸出拡大を促進する施策を要望する。</p> <p>(那須塩原市農業委員会)</p>

9. 米価高騰と需給バランスの検証と考察について	<p>昨今的情勢が一過性のものなのか、米価高騰と需給バランスについて、今一度深く考察及び検証を行い、農業者に有益かつ正確な情報を適宜提供することを要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須塩原市農業委員会)</p>
10. 農業と観光対策について	<p>農業と観光の組み合わせによるグリーンツーリズム（農業体験・農家民宿・農家レストラン）事業に対し、県指導による取組、PR活動を行うとともに、グリーンツーリズム取組農家への支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
11. 生産振興対策について	<p>諸外国の食料需給状況や為替相場の影響により、飼料・肥料の価格高騰が続いている。これまでも価格高騰対策を措置していただいたが、農業者の経営安定に向けた支援制度の拡充を要望する。</p> <p>また、米の転作作物として飼料用稻、飼料用米の生産が推奨されているが、土地利用型農業に対する大規模面積を消費できる作物の推進、作物に対する助成金等の施策を要望する。</p> <p>収益性の高い畜産経営確立のため、草地畜産基盤整備事業及び畜産クラスター事業の着実な推進と予算確保など、自給飼料の生産・利用拡大や規模拡大のための支援を要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>
12. 農業基盤整備対策について	<p>狭小で傾斜のきつい水田を有する中山間地域においては、基盤整備事業の工事費が嵩む等の問題があり、事業が進んでいない現状にある。このため、事業採択にあたり中山間地域の事業条件緩和を図るよう要望する。</p> <p style="text-align: right;">(那須町農業委員会)</p>

7. 安足地方農業振興協議会

項 目	要 請 の 内 容
1. 県知事特認の中山間地への支援について	<p>農業用機械の導入や施設の整備に関する既存の各種補助事業は、農振農用地区域内であることや、農地集積を行うことが事業要件として定められている。しかし、特認地域はその性質上、そうした要件を満たすことが困難であり、既存の補助事業の対象とならず、知事特認を受けても特段のメリットが感じられない。そのため、既存の補助事業とは別枠で、特認地域の特性を生かした新たな補助事業を創設するなど、特認地域に特化した農業振興策の推進を要望する。</p> <p>(足利市農業委員会)</p> <p>中山間地域では、未整備の狭小な農地が多いなど、営農条件が不利であるため、耕作が敬遠されている。多面的機能支払交付金や中山間地域等直接支払交付金の対象とならない地域の支援等を要望する。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p> <p>中山間地域では、鳥獣害による作物被害が深刻な状況である。被害増加を食い止めるためにも、今まで以上の支援と関係機関との連携を図り、計画的な被害防止策の策定を要望する。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>
2. 農地中間管理事業について	<p>農業経営基盤強化促進法の一部改正により、旧農用地利用集積計画（利用権による貸借）が農用地利用集積等促進計画（農地バンクを介した貸借）へ統合されるに当たり、農地の所有権移転に係る事務処理の簡素化や見直しを要望する。</p> <p>(足利市農業委員会)</p> <p>旧農用地利用集積計画による所有権移転について、本市では市が嘱託登記を行うに当たり手数料等を徴収していないが、バンクの売買事業では双方から経費を徴収するため、土地の売買希望者への負担が大きく増加することが懸念される。また、改正前の農業経営基盤強化促進法では土地の所有権が譲渡人から譲受人に直接移転するが、バンク事業では一度バンクが所有権を取得した後で、購入者に所有権移転手続きを行うことから、事務処理に時間や労力を要することが想定される。</p> <p>栃木県農業振興公社においては、引き続き業務量に見合った体制を構築できるよう十分な予算措置を講じるとともに、農地</p>

	<p>の円滑な権利移動が進むよう、売買事業の制度見直しをお願いしたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
3. 圃場整備に対する支援について	<p>足利市では、百頭・県（あがた）地区における圃場整備事業（国庫）が採択となり、圃場の大区画化の実現に向けて、地元農業者と関係機関が連携し協議を重ねている。引き続き、圃場整備事業の推進と、整備を希望する地域への支援強化をお願いしたい。</p> <p>また、圃場整備事業の実施にあたっては、予定区域内にあるハウスの移転費用対策が懸案となることが多い。足利市は施設園芸農業が盛んであることからハウスの数が多く、圃場整備事業の枠内で移転費用を負担すると、圃場整備の費用対効果が著しく低下してしまう。そのため、圃場整備事業とは別枠で、移転費用に対する補助制度の創設をお願いしたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
	<p>過去、土地改良事業が行われている圃場について、実施から時間が経過しているため農道や用排水路の機能が劣化している地区が散見される。地域関係者での対応では限界があるため、圃場整備事業に対してより一層の支援強化を要望する。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>
4. 資材・肥料の高騰対策について	<p>ウクライナ等の国際情勢による影響から、資材・肥料の価格は高騰し、その後、高止まりから一旦下落に転じたが、令和6年秋肥は再度上昇するなど依然高い水準にあり、農業者の収益を圧迫している。</p> <p>国が設けた肥料価格高騰対策事業は令和5年5月（R5春肥）までの購入、県の支援事業は令和5年9月（R5秋肥）までの購入に対するもので、受付は既に終了し、長期化している価格高騰に対して支援を受けられない状況にある。そのため、長期的な価格高騰に対して安定的な農業経営ができるよう、高騰前の価格を基準として価格上昇分を支援するような補助制度の創設をお願いしたい。</p> <p>また、化学肥料の代替として有効な資源である堆肥と稲わらの資源循環について、水田活用交付金等により利活用がより一層促進されるよう、施策の実施を要望する。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>

	<p>最近の農業資材・肥料の価格高騰に伴い生産者の負担が増加している。農作物の価格上昇による対応にも限界があるため、行政による支援を要望する。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>
5. 国が補助対象としない地域・経営体への支援について	<p>令和7年3月までに、全国の市町村が地域計画を策定、公告することとなっており、国は地域計画区域内の農地は積極的に農振農用地区域への編入を進めるものとしている。また、地域計画に掲載された農業者に対して国費による各種の補助事業を実施することで、農地の集積・集約化と農業を担う者の確保を進めることとしている。</p> <p>一方、地域計画区域外や農振農用地区域外の農用地は原則、国費による補助の対象とはならないことや、既存の補助事業は面積要件などが厳しく、地域農業の多くを占める小規模農家では要件を満たすことが困難なことから、今後より一層、担い手の不足が進展することが予測される。</p> <p>地域計画区域、農振農用地区域の内外や、経営規模の大小に関わらず、農地と担い手を確保するためには、多面的支払交付金や農業機械の更新に対する補助など、国が対象外としている範囲に対しては、県において幅広い支援を行っていただきたい。</p> <p>(足利市農業委員会)</p>
6. 遊休農地対策について	<p>農業者の高齢化による担い手不足により、遊休農地の発生が懸念されている。少しでも遊休農地の発生を防ぐために、まずは除草作業を進めるための機械等のリース等物的支援や人的支援等の充実に対して独自の助成制度を設けるなど、農業基盤の強化を要望する。</p> <p>また、遊休農地の解消を図るため景観・観光作物となるような地域の計画的取り組みや、これらの維持管理に関する支援制度の強化を要望する。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>
7 女性が働きやすい環境支援について	<p>女性がより働きやすい農業環境の整備のため、清潔なトイレの設置や更衣室ロッカーの整備など環境整備のための補助など、女性農業者の確保につながる支援を要望する。</p> <p>(佐野市農業委員会)</p>

